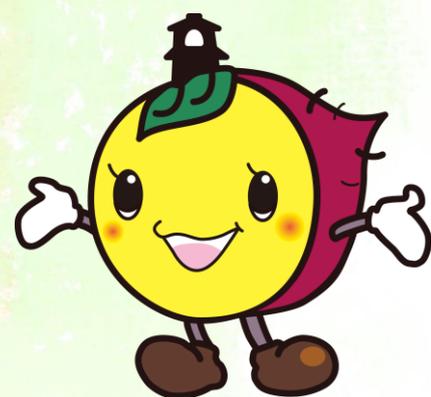


第四次 川越市文化芸術振興計画



令和8年3月
川越市



川越市民憲章

(昭和 57 年 12 月 1 日制定)

先人の輝かしいあゆみにより、すばらしい歴史的遺産をもつ川越。わたくしたちは、このまちに生きることに誇りをもって、さらに住みよい魅力あふれるまちづくりをすすめていくことを誓い、ここに市民憲章を定めます。

- 1 郷土の伝統をたいせつにし、平和で文化の香りたかいまちにします。
- 1 自然を愛し、清潔な環境を保ち、美しいうるおいのあるまちにします。
- 1 きまりを守り、みんなで助けあう明るいまちにします。
- 1 働くことに生きがいと喜びを感じ、健康でしあわせなまちにします。
- 1 教養をふかめ、心ゆたかな市民として、活力にみちたまちにします。

■市紋章
(明治 45 年制定)



■市の木 かし
(昭和 57 年制定)



■市の花 山吹
(昭和 57 年制定)



■市の鳥 雁
(平成 4 年制定)



はじめに



文化芸術は、人々にゆとりと潤いを与え、心豊かな生活を実現するために欠かすことのできないものです。また、多様な価値観を尊重し、他者との相互理解を促進させることで、社会に活力をもたらす大きな力を持っています。

本市では、平成23年3月に最初の「川越市文化芸術振興計画」を策定して以来、市民の皆様とともに文化芸術の振興に取り組んでまいりました。

このたび、令和7年度で期間満了を迎える第三次計画の成果と課題、さらには社会情勢の変化を踏まえ、令和8年度から令和12年度までを期間とする「第四次川越市文化芸術振興計画」を策定いたしました。

現在、人口減少や少子高齢化の進行、デジタル化による表現形態の多様化など、社会が大きく変化しています。このような状況下において、本計画では「誰もが文化芸術を通じて心豊かにふれあえるまち川越」を基本理念として掲げました。この理念には、性別や年齢、障害の有無、国籍に関わらず、すべての人が主体的に文化芸術に関わり、連携・協働・交流することで、まちの魅力と活力を生み出していくという意味が込められています。

この理念を具現化する最優先の取組として、市民意識調査において最も高い期待が寄せられた「次世代を担う子どもや若者が文化芸術に親しむ機会の提供」を施策の筆頭に位置付け、重点的に推進してまいります。

また、本市の文化芸術の拠点「ウェスタ川越」をはじめとする各施設の充実を図るとともに、デジタル技術の活用による情報発信の強化にも注力し、誰もが文化芸術に参加しやすい環境づくりに取り組んでまいりますので、市民の皆様には、引き続き一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なる御尽力をいただきました川越市文化芸術振興計画審議会の委員の皆様をはじめ、貴重な御意見をお寄せいただいた市民の皆様へ、心から感謝申し上げます。

令和8年3月

川越市長 森田初恵

目次

第1章 策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	1
3 計画の期間.....	3
4 計画の対象となる文化芸術.....	3
第2章 現状と課題.....	4
1 文化行政を巡る環境.....	4
(1) 国の動向（関係法令等の改正・制定）.....	4
(2) 埼玉県の動向.....	5
(3) 文化芸術を取り巻く社会情勢.....	5
2 本市の現状と課題について.....	6
(1) 少子高齢化の進行.....	6
(2) 文化芸術施設の老朽化.....	7
(3) 文化芸術及び生涯学習に関する意識調査.....	8
(4) 第三次川越市文化芸術振興計画の評価.....	23
(5) ウェスタ川越による文化芸術の振興.....	27
(6) 今後の課題.....	29
第3章 第四次川越市文化芸術振興計画の理念と目標.....	30
1 基本理念.....	30
2 基本目標.....	31
3 施策の体系.....	33
第4章 施策の展開.....	34
基本目標 1 誰もが文化芸術に親しめる機会づくり.....	34
施策1 こどもや若者が継続して文化芸術に親しめる機会の提供.....	34
施策2 誰もが文化芸術に触れることができる機会の創出.....	35
基本目標 2 市民等の連携・協働・交流による文化芸術の振興.....	37
施策3 連携・協働・交流による文化芸術の振興.....	37
施策4 文化芸術を支える人材の育成.....	39
施策5 文化交流の促進.....	41
施策6 文化財・伝統芸能等の活用.....	42
基本目標 3 文化芸術に参加しやすい環境づくり.....	44
施策7 文化芸術情報発信の充実.....	44
施策8 文化芸術活動拠点の充実.....	45
第5章 計画の推進.....	47
1 計画の推進体制.....	47
2 計画の進行管理.....	47
3 計画の指標.....	48

第6章 資料編.....	49
第四次川越市文化芸術振興計画策定の経緯.....	49
川越市文化芸術振興計画審議会条例.....	50
川越市文化芸術振興計画審議会 委員名簿.....	51
川越市文化芸術振興計画検討委員会設置要綱.....	52
文化芸術基本法.....	54

第1章 策定にあたって

1 計画策定の趣旨

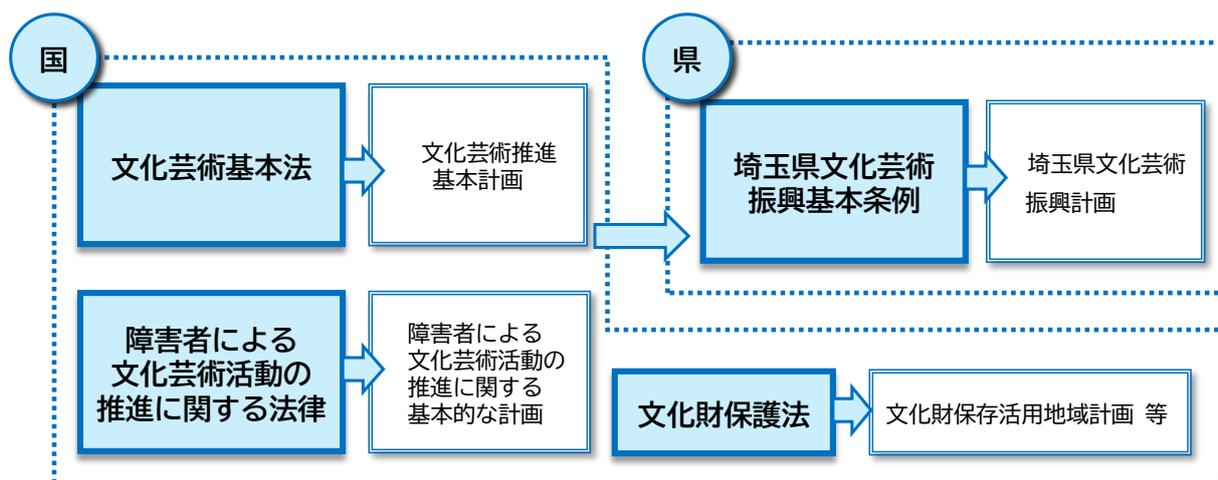
平成 13(2001)年 12 月に施行された「文化芸術振興基本法（現：文化芸術基本法）」では、地方公共団体は、その地域の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとされ、本市でも平成 23(2011)年 3 月に最初の文化芸術の振興計画である「川越市文化芸術振興計画」を策定しました。

今般、「第三次川越市文化芸術振興計画」の計画年度が令和 7 年度で満了となるため、前計画での施策の成果や市民意識調査の結果などを踏まえ、現状や課題を再点検し、今後の本市の新たなる文化芸術振興計画として「第四次川越市文化芸術振興計画」を策定するものです。

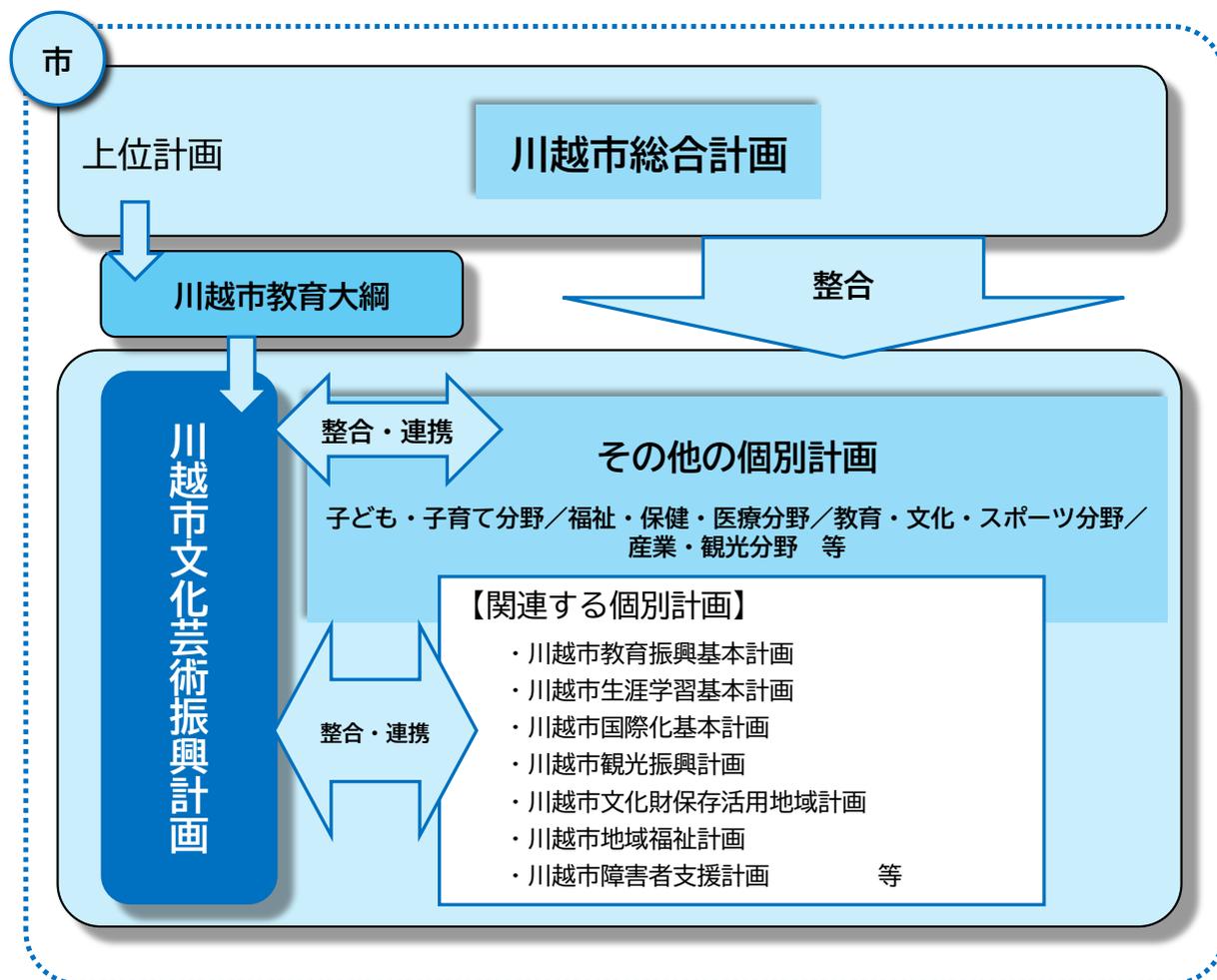
2 計画の位置づけ

本計画は、本市の文化芸術振興についての方向性を明らかにし、長期的視野に立ち総合的かつ計画的に施策を推進するための計画です。

また、第五次川越市総合計画を上位計画とする個別計画として位置づけ、策定にあたっては川越市生涯学習基本計画などの関連計画との整合を図ります。



※国や県の関連法や計画を参酌



3 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和12年度の5年間とします。

R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
第三次川越市文化芸術振興計画					第四次川越市文化芸術振興計画				

4 計画の対象となる文化芸術

「文化芸術」とは、音楽や美術といった、いわゆる「芸術」のみを対象とするものではなく、伝統芸能や生活文化などを含み、その範囲は多分野にわたっています。

本計画で対象とする文化芸術は、文化芸術基本法との整合性を踏まえ、同法第8条から第14条に規定されているものとします。

《文化芸術基本法より》

- ① 芸術（文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術）
- ② メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸能）
- ③ 伝統芸能（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸術）
- ④ 芸能（講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能）
- ⑤ 生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化）
- ⑥ 国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽）
出版物等（出版物及びレコード等）
文化財等（有形及び無形の文化財並びにその保存技術）
- ⑦ 地域における文化芸術（各地域の文化芸術の公演、展示、芸術祭、地域固有の伝統芸能、地域の人々によって行われる民俗芸能）

第2章 現状と課題

1 文化行政を巡る環境

(1) 国の動向（関係法令等の改正・制定）

①「文化芸術振興基本法」の改正

平成 29(2017)年 6 月に「文化芸術振興基本法」が改正され、名称も「文化芸術基本法」に改められました。

この改正は、文化固有の意義と価値を尊重しつつ、文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策を本法の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用・循環させ、文化芸術立国の実現を目指すために行われたものです。その基本理念で、文化芸術に関する施策の推進にあたっては、年齢、障害の有無又は経済的な状況に関わらず等しく文化芸術の鑑賞等ができる環境の整備が図られなければならないとしています。

新たに、国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、法の基本理念の実現を図るために、相互に連携を図りながら協働することが努力義務となりました。

この法律の規定に基づき、文化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成 30(2018)年 3 月に「文化芸術推進基本計画」（第一期）が、令和 5(2023)年 3 月 24 日に「文化芸術推進基本計画」（第二期）—価値創造と社会・経済の活性化—が閣議決定されました。（計画期間：令和 5 年度～令和 9 年度）

②「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の制定

平成 30(2018)年 6 月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されました。この法律では、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的に障害者の文化芸術の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくこととしています。

地方公共団体は、障害者による文化芸術活動の推進に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的にその地域に応じた施策及び実施する責務を有することとなりました。

③「文化財保護法」の一部改正

平成 30(2018)年 6 月に、文化財保護法が一部改正され、平成 31(2019)年 4 月から施行されました。

この改正は、過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに生かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことのできる体制づくりを整備するため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図るために行われたものです。

④「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」の制定

令和 2(2020)年6月に、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」が施行されました。この法律では、文化観光拠点施設を中核として観光資源と連携した事業を推進し、文化芸術及び観光の振興並びに地域の振興を図ることとしています。

(2) 埼玉県の動向

埼玉県では、平成 21(2009)年7月、文化芸術振興の基本理念や県の責務を定めた「埼玉県文化芸術振興基本条例」を施行し、同条例第4条の規定に基づきこれまでに3回の「埼玉県文化芸術振興計画」を策定し、文化芸術振興施策の総合的かつ計画的な推進を図ってきました。

令和8(2026)年度から令和 12(2030)年度を計画対象とする第4期埼玉県文化芸術振興計画では、文化芸術振興施策の総合的かつ計画的な推進を図り、条例の目的にある「文化芸術で心豊かな県民生活と活力ある社会の実現」を目指しています。

主要な施策として「埼玉らしい文化芸術による地域づくり」、「誰もが文化芸術活動ができる環境の整備・充実」、「文化芸術の担い手の育成・支援」を掲げています。

(3) 文化芸術を取り巻く社会情勢

①SDGs^(※1)の取組

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた取組が世界的な動きとなっています。

②人口減少・少子高齢社会の進展

今後、更なる「少子高齢社会」を迎えると見込まれ、文化芸術の担い手や鑑賞者などの減少により、文化芸術の衰退が懸念されます。

③デジタル化の急速な進展

近年では、デジタル化の急速な進歩に伴うデジタルトランスフォーメーション(DX)の進展や、AI、ビッグデータ、IoT等のデジタル技術を芸術活動に活用するデジタル芸術というべき試みも多く生まれつつあり、表現形態の多様化、幅広い需要に即時に応えられる創造空間が実現しています。

※1 SDGs…「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略で、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された国際目標のこと。貧困や不平等、格差、気候変動等、様々な問題を根本的に解決し、世界中の全ての人が将来にわたってよりよい生活を送ることができるようにするための17の国際目標が示されている。

2 本市の現状と課題について

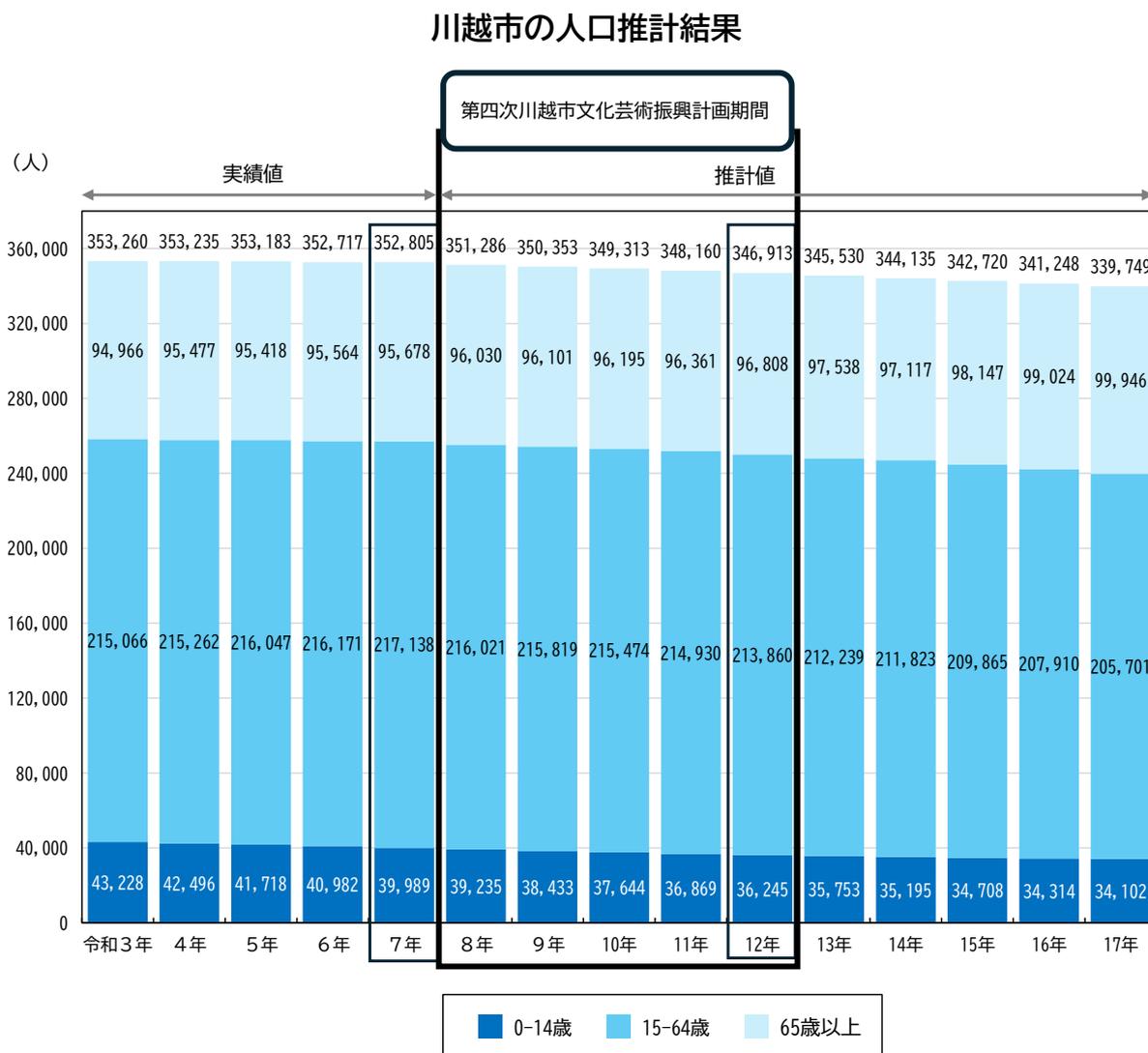
(1) 少子高齢化の進行

本市の人口は、令和7(2025)年時点で352,805人ですが、計画期間が終了する令和12(2030)年には346,913人となり、約5,900人の減少と見込まれ、その後も減少していくものと推計されています。

年齢別では、65歳以上の高齢者人口は微増傾向にありますが、15歳から64歳までの生産年齢人口及び14歳以下の年少人口とも減少し、今後も減少することが見込まれています。

少子高齢化の進行は、地域に根付く文化芸術の担い手不足や、地域コミュニティの衰退などの要因として指摘されています。

こうしたことから、少子高齢化の進行に対応した、文化芸術の担い手の育成や、文化芸術を通じて地域コミュニティの活性化を推進していく取組を進めていくことが求められます。



出典：川越市住民基本台帳人口（各年1月1日）
令和8年以降は市推計

(2) 文化芸術施設の老朽化

文化芸術活動の活性化には、多様で活発な活動が必要であり、その基盤となる施設の存在が欠かせません。

本市には、ウエスタ川越^(※2)をはじめ、やまぶき会館、西・南文化会館、市立美術館など、様々な文化活動に応じた施設があります。ウエスタ川越は、本市を代表する複合施設であり、大ホールや生涯学習施設など幅広い活動・交流拠点となっており、やまぶき会館などの文化会館も講演会や発表会等多様な活用が図られてきました。また、市立美術館は、県内でも数少ない公立美術館であり、展覧会等の開催や創作活動・発表の場の提供を通じて、市民が美術に触れる機会の充実を図っています。一方で、各施設の老朽化が課題となっており、市民の多様なニーズに対応できるよう、施設の長寿命化や安全性の確保、魅力の増進等のため、施設の計画的な修繕、改修が必要です。

※2 ウエスタ川越：27 ページ参照。

(3) 文化芸術及び生涯学習に関する意識調査

■ 調査の目的

本調査は、市民の文化芸術及び生涯学習に関する意識や具体的活動状況を把握し、今後の支援施策策定のため、令和6(2024)年に「文化芸術及び生涯学習に関する意識調査」(以下「意識調査」という)を行いました。

今回の意識調査の調査結果や経年結果(前回意識調査は令和元(2019)年度に実施)を分析することで、今後、本市が取り組むべき課題が浮かび上がりました。

■ 調査の設計

- ・調査対象地域 川越市全域
- ・調査対象 川越市在住の満16歳以上の市民(令和6年9月1日現在)
- ・標本数 3,000人
- ・抽出方法 川越市住民基本台帳から抽出(無作為抽出)
- ・調査方法 郵送配布、郵送回収またはWeb回答
- ・調査期間 令和6年10月1日から令和6年11月1日まで

■ 回収状況

①市全体

内 訳	母集団数	構成比 (母集団)(%)	標本数	有 効 回収数	有 効 回収率(%)
市全体	309,612	100.0	3,000	950	31.7

②年齢別

内 訳 区分	母集団数	構成比 (母集団)(%)	標本数	有 効 回収数	有 効 回収率(%)
市全体	309,612	100.0	3,000	950	31.7
16-19歳	12,956	4.2	146	27	18.5
20-29歳	38,363	12.4	368	51	13.9
30-39歳	39,056	12.6	435	111	25.5
40-49歳	49,311	15.9	568	167	29.4
50-59歳	54,387	17.6	618	182	29.4
60-69歳	37,916	12.2	424	185	43.6
70歳以上	77,623	25.1	441	193	43.8
無回答	—	—	—	34	—

問1 あなたは、この1年間（令和5年10月～令和6年9月）に下記の演目等に関する公演や展示会等を鑑賞しましたか。（○はいくつでも）（n=950）

1. クラシック音楽（12.5） 2. ポピュラー音楽（20.0） 3. 美術（18.1）
 4. 演劇（6.8） 5. オペラ・ミュージカル（7.5） 6. バレエ・ダンス（3.8）
 7. 日本舞踊（0.8） 8. 歌舞伎・能・狂言（3.3） 9. 邦楽（2.4）
 10. 民俗芸能（3.5） 11. 落語・演芸（6.5） 12. 映画・映像（36.5）
 13. 茶道・華道（2.9） 14. 文芸（2.7）
 15. 文化財（博物館や川越まつり会館の見学を含む）（30.8）
 16. その他（ ）（1.6）
 17. 鑑賞していない、鑑賞できなかった（35.7）

<無回答>（0.2）

※各選択肢に続く数値は回答結果（%）を表しています。

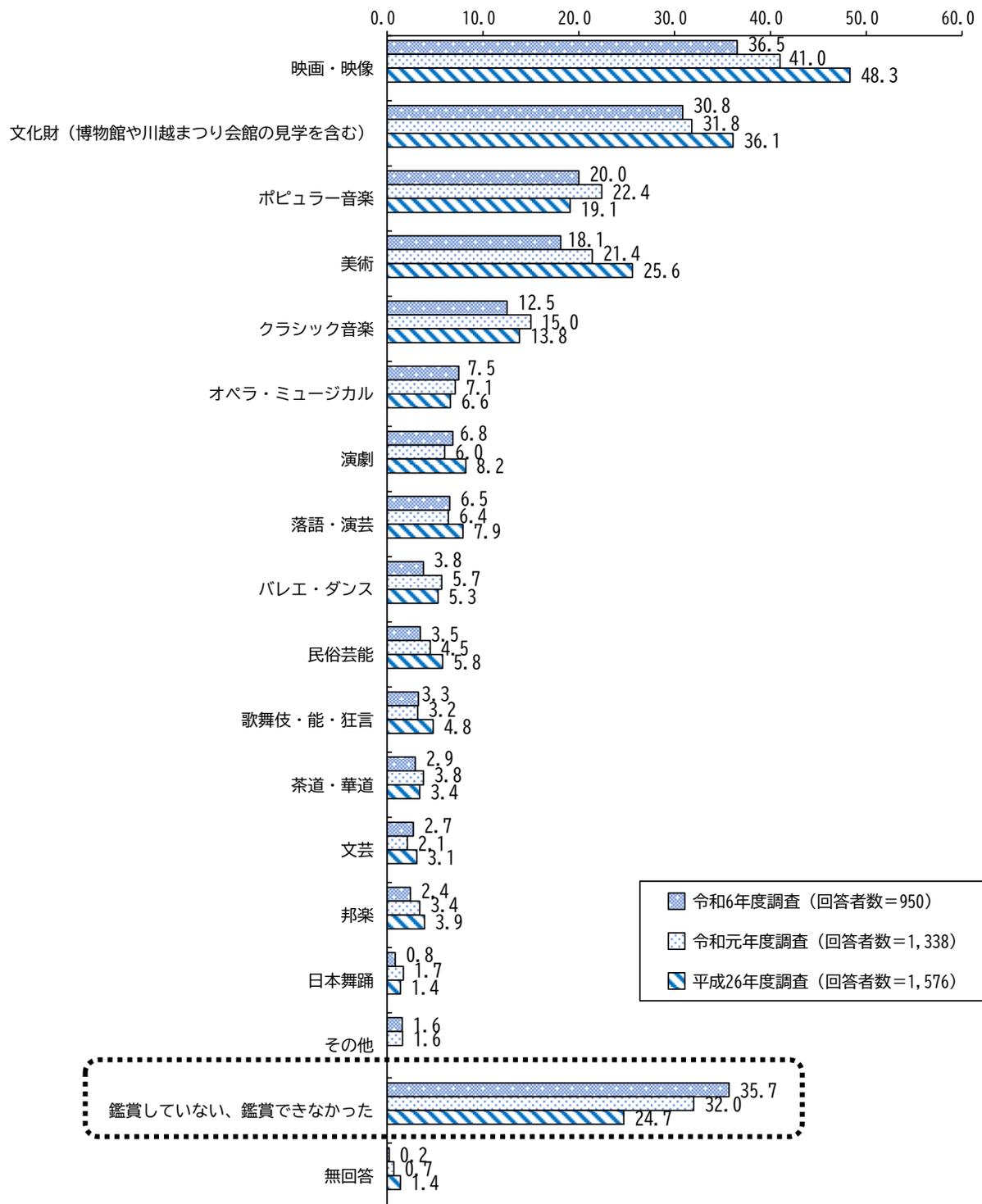
◆演目について

クラシック音楽	管弦楽、吹奏楽、器楽などによる、西洋の芸術音楽
ポピュラー音楽	ジャズ、ロック、ポップス、フォーク、歌謡曲、演歌などの大衆的な音楽
美術	絵画、工芸、写真、書道などの芸術
邦楽	琴、三味線、尺八など、日本固有の伝統音楽
民俗芸能	獅子舞、万作、祭囃子、民謡など、各地域で受け継がれている芸能
演芸	漫談、浪曲、お笑い、マジックなどの芸能
文芸	文学、詩、俳句など言語によって表現される芸術

鑑賞した演目等で最も多かったのが「映画・映像」で36.5%を占めております。一方、「鑑賞していない、鑑賞できなかった」が次いで35.7%と多く、前回調査時と比較して3.7ポイント増加し、最多数の「映画・映像」が4.5ポイント減少しています。

表1 「この一年間で鑑賞した公演や展示会等の演目等」

回答者数=950



問1で、『1. ～16.』の鑑賞をしたと答えた方におたずねします。

問2 どこで最も多く鑑賞しましたか。(1つに○) (n=609)

川越市内

- | | |
|----------------------|------------------------|
| 1. ウェスタ川越 (16.1) | 2. やまがき会館 (2.4) |
| 3. 西文化会館 (メルト) (2.0) | 4. 南文化会館 (ジョイフル) (1.6) |
| 5. その他 () (22.0) | |

川越市外

- | | |
|------------------------|----------------|
| 6. 埼玉県内 (市・町・村) (15.5) | 7. 東京都内 (30.2) |
| 8. その他 (市・区) (7.9) | |

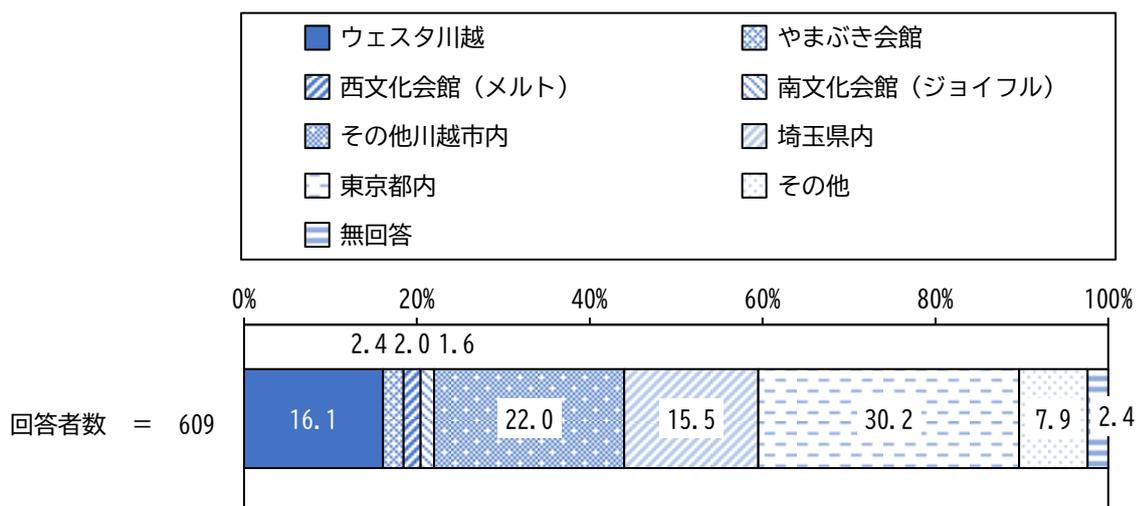
<無回答> (2.4)

「東京都内」(30.2%)が最も多く、約3割を占めています。次いで「その他の川越市内」(22.0%)となっています。

川越市内にある「やまがき会館」「西文化会館」「南文化会館」で鑑賞した割合は3.0%以下と低く、文化会館の充実を図る必要があります。

また、「その他の川越市内」では、公民館、学校、福祉施設、自治会館、カフェ、音楽教室など、規模の大きい場所以外でも多く鑑賞されていることが分かります。

表2 「鑑賞した場所」

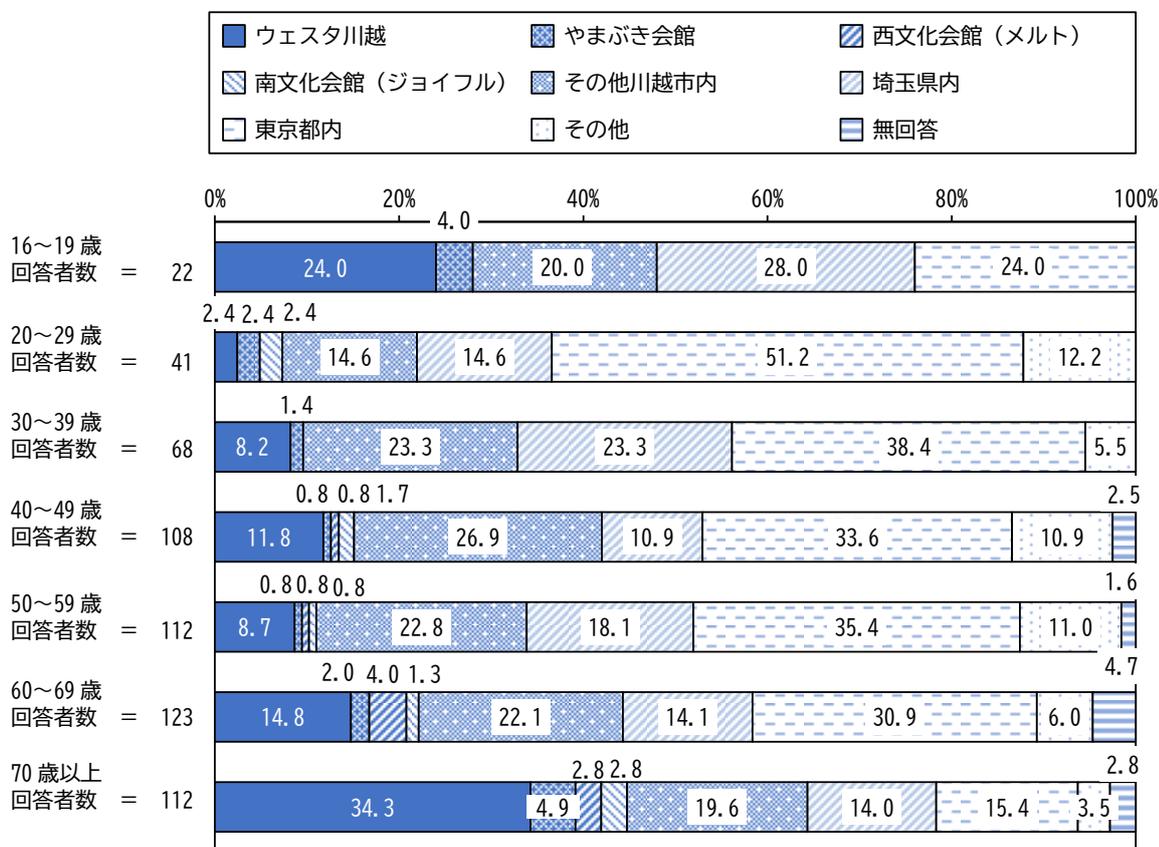


【年代別】

年代別でみると、70歳以上で「ウエスタ川越」の割合が最も高くなっています。一方、16～19歳では「埼玉県内」が、20～69歳では「東京都内」の割合が最も高くなっています。

身近な文化施設であるウエスタ川越や文化会館で、比較的若い世代にとって魅力的な事業を実施する必要があります。

表3 「年代別の傾向」



問1で、『17. 鑑賞していない、鑑賞できなかった』と答えた方におたずねします。

問3 その最も大きな理由1つに○をつけてください。(n=339)

1. 興味がない (21.9)
 2. 興味はあるが時間がとれない (34.7)
 3. 近くで観たい催し物をやっていない (11.6)
 4. どこでどんな催し物をやっているのかわからない (14.5)
 5. 入場料や交通費などの費用がかかりすぎる (8.0)
 6. その他 () (9.1)
- <無回答> (0.3)

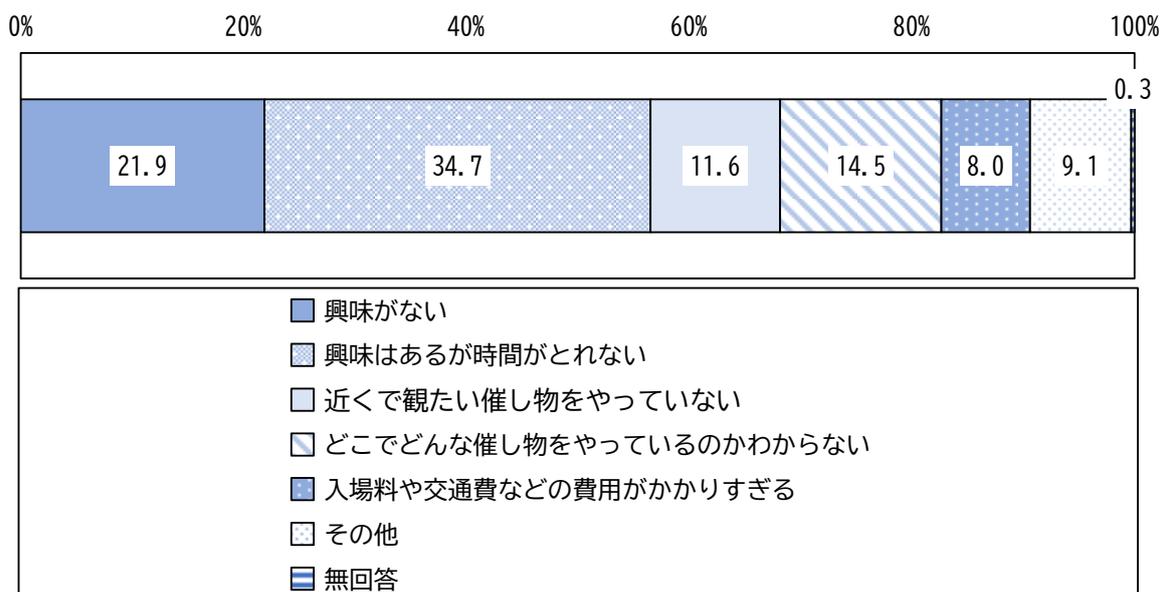
『鑑賞していない、鑑賞できなかった』理由としては、「興味はあるが時間がとれない」(34.7%)が最も多く、3割を超えています。以下「興味がない」(21.9%)、「どこでどんな催し物をやっているのかわからない」(14.5%)の順となっています。

興味があるが時間が取れないことを理由に鑑賞できていない人たちのために、短時間でも鑑賞できる公演の実施や、オンデマンド方式のオンラインイベントの開催等、ニーズに応えるような事業の実施が求められます。

また、情報不足を理由にあげている人が多いことから、文化芸術情報発信をより一層推進していく必要があります。

表4 「鑑賞していない、鑑賞できなかった理由」

回答者数 = 339



問4 今後、下記の演目等の中で、鑑賞してみたい演目等がありますか。

(○はいくつでも) (n=950)

- | | |
|------------------------------------|--------------------|
| 1. クラシック音楽 (27.9) | 2. ポピュラー音楽 (31.6) |
| 3. 美術 (23.6) | 4. 演劇 (21.1) |
| 5. オペラ・ミュージカル (23.3) | 6. バレエ・ダンス (9.5) |
| 7. 日本舞踊 (3.2) | 8. 歌舞伎・能・狂言 (14.5) |
| 9. 邦楽 (9.1) | 10. 民俗芸能 (5.8) |
| 11. 落語・演芸 (23.1) | 12. 映画・映像 (41.8) |
| 13. 茶道・華道 (5.6) | 14. 文芸 (3.5) |
| 15. 文化財 (博物館や川越まつり会館の見学を含む) (22.8) | |
| 16. その他 (|) (1.3) |
| 17. 特にない (9.4) | |
- <無回答> (4.8)

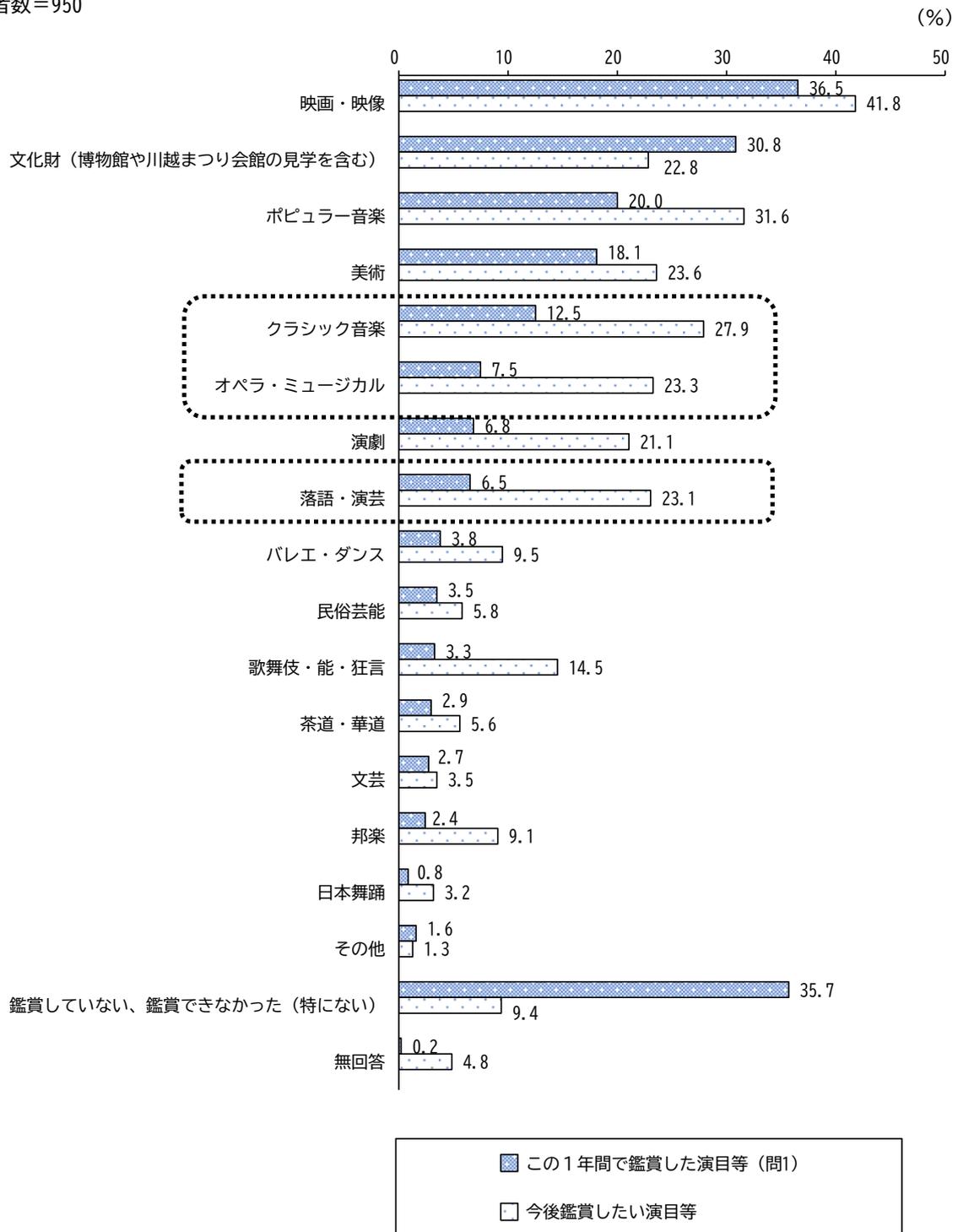
問1での「鑑賞していない、鑑賞できなかった」の回答は35.7%でしたが、本問の「特にない」の回答は9.4%です。このことから、“現在は鑑賞していないが、何らかの演目等を鑑賞したいと思っている人”が多いと考えられます。特に「クラシック音楽」「オペラ・ミュージカル」「落語・演芸」では「今後鑑賞したい演目等」が15ポイント以上高くなっています。

このことから、何らかの演目に関心があるものの、実際に「鑑賞する」という行動に結び付いていないこれらの人々に働きかけ、鑑賞を促すための仕組みづくりが求められます。

初心者向けのわかりやすいイベントの開催や、安価な料金で鑑賞できるイベントの実施、きっかけづくりとなる積極的な情報発信等を実施することで、潜在的に文化芸術に関心を持っている人を実際に鑑賞することに結び付ける工夫が必要です。

表5 「この1年間で鑑賞した演目と、今後、鑑賞してみたい演目の比較」

回答者数=950



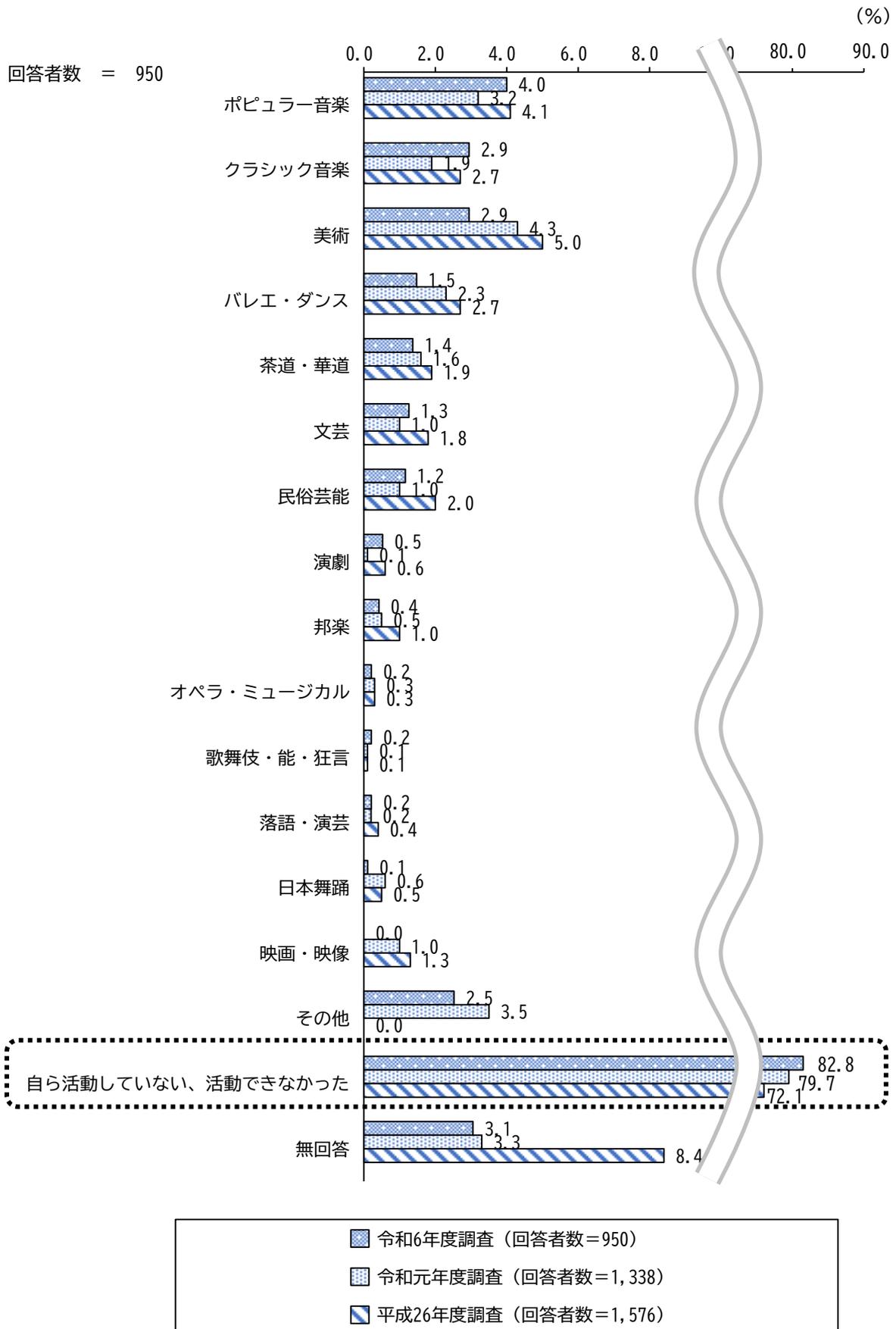
問5 あなたは、この1年間（令和5年10月～令和6年9月）に下記の演目に関して、自ら活動した（演じる、作品を創る、習う）ものはありますか。（〇はいくつでも）
（n=950）

- | | | |
|-------------------------------|---------------------|------------------|
| 1. クラシック音楽 (2.9) | 2. ポピュラー音楽 (4.0) | 3. 美術 (2.9) |
| 4. 演劇 (0.5) | 5. オペラ・ミュージカル (0.2) | 6. バレエ・ダンス (1.5) |
| 7. 日本舞踊 (0.1) | 8. 歌舞伎・能・狂言 (0.2) | 9. 邦楽 (0.4) |
| 10. 民俗芸能 (1.2) | 11. 落語・演芸 (0.2) | 12. 映画・映像 (0.0) |
| 13. 茶道・華道 (1.4) | 14. 文芸 (1.3) | |
| 15. その他（ | | ） (2.5) |
| 16. 自ら活動していない、活動できなかった (82.8) | | |
| | | <無回答> (3.1) |

「自ら活動していない、活動できなかった」(82.8%)が最も多く、約8割となっています。前回調査時と比較すると、3.1ポイント増加しています。

このことから、「自ら活動していない、活動できなかった」理由を分析し、必要な政策を実施することで、市民が自ら文化活動をしやすい環境づくりを進めていく必要があります。

表6 「この1年間で自ら行った文化芸術活動」



問5で、『16. 自ら活動していない、活動できなかった』と答えた方におたずねします。

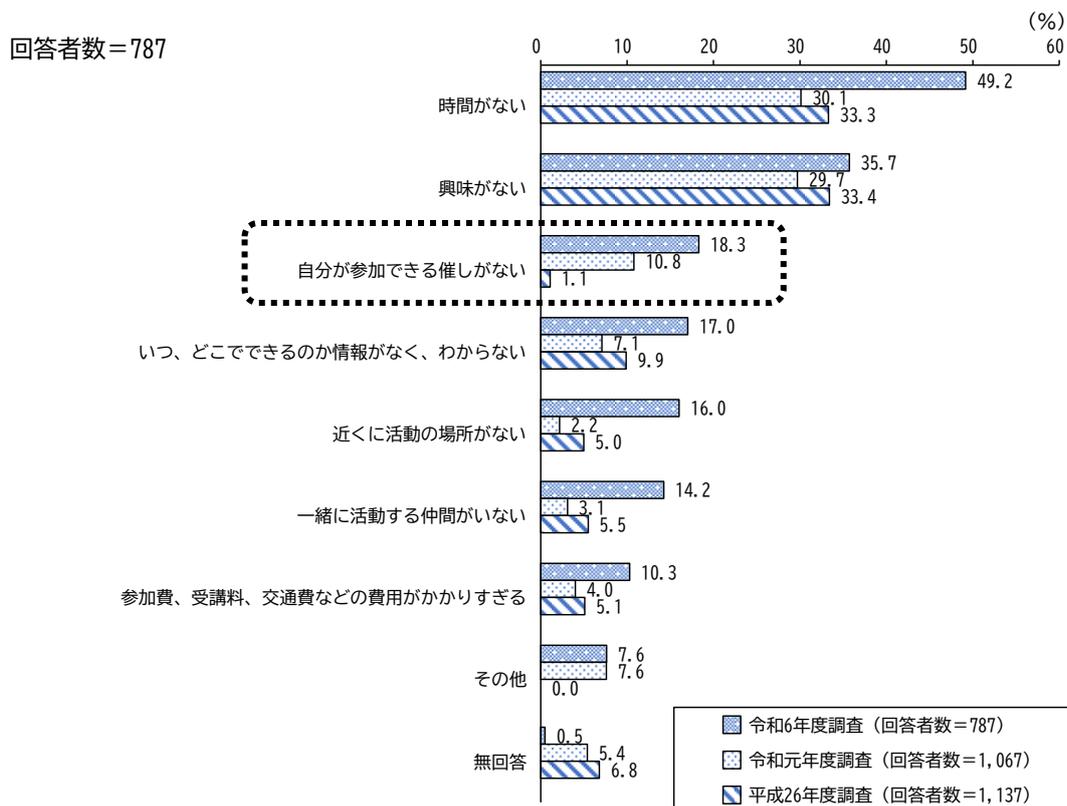
問7 その理由に○をつけてください。(○は3つまで) (n=787)

- 1. 興味がない (35.7)
 - 2. 時間がない (49.2)
 - 3. 近くに活動の場所がない (16.0)
 - 4. 自分が参加できる催しがない (18.3)
 - 5. 一緒に活動する仲間がない (14.2)
 - 6. いつ、どこでできるのか情報がなく、わからない (17.0)
 - 7. 参加費、受講料、交通費などの費用がかかりすぎる (10.3)
 - 8. その他 () (7.6)
- <無回答> (0.5)

この1年間で文化芸術活動に『自ら活動していない、活動できなかった』理由の最も多い回答は「時間がない」(49.2%)で、約5割となっています。以下、「興味がない」(35.7%)、「自分が参加できる催しがない」(18.3%)の順となっています。

前回調査時と比較すると、「時間がない」「興味がない」と回答した人は増加傾向にあり、特に「自分が参加できる催しがない」と回答した人は経年での調査比較で大きく増加しており、市民のニーズと実際に開催される催しにミスマッチが生じている現状がうかがえます。今後は市民ニーズを分析し、ニーズに合わせた催しを計画・実施していく必要があります。

表7 「自ら活動していない、活動できなかった理由」



問13 障害のある方が文化芸術活動をするために効果的なことは何だと思いますか。
(○は3つまで) (n=950)

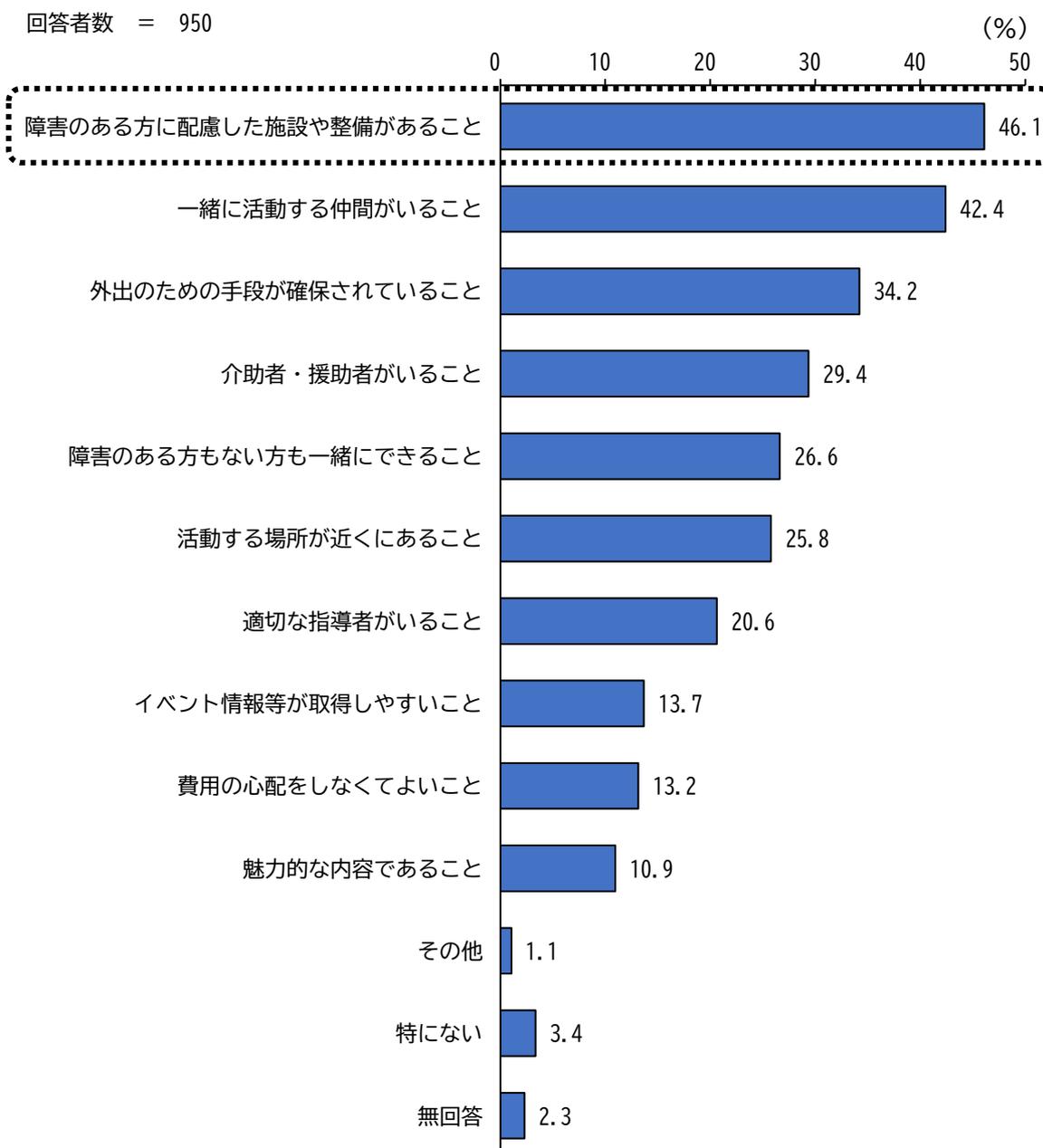
1. イベント情報等が取得しやすいこと (13.7)
 2. 一緒に活動する仲間がいること (42.4)
 3. 活動する場所が近くにあること (25.8)
 4. 外出のための手段が確保されていること (34.2)
 5. 魅力的な内容であること (10.9)
 6. 適切な指導者がいること (20.6)
 7. 障害のある方に配慮した施設や設備があること (46.1)
 8. 介助者・援助者がいること (29.4)
 9. 費用の心配をしなくてよいこと (13.2)
 10. 障害のある方もない方も一緒にできること (26.6)
 11. その他 () (1.1)
 12. 特にない (3.4)
- <無回答> (2.3)

「障害のある方に配慮した施設や設備があること」(46.1%)が最も多く、次いで「一緒に活動する仲間がいること」(42.4%)、「外出のために手段が確保されていること」(34.2%)の順となっています。

誰もが文化芸術活動に参加し、発表等を行える機会を提供するために、施設や設備への配慮が必要です。

また、この設問は市が令和4年に実施した「川越市障害者福祉に関するアンケート調査」においても盛り込まれていた設問です。同調査報告書によると、このアンケート調査では、「一緒に活動する仲間がいること」や「活動する場所が近くにあること」と回答した方が多く、障害の有無に関わらず多様な人々の出会いの場を創出し、身近な地域での活動の場を提供していくことも必要です。

表8 「障害のある方が文化芸術活動をするために効果的なこと」



問 15 あなたは、文化活動をもっと活発にするために行なう市の取り組みとして、次の各項目が、どれくらい重要だと思いますか。

(それぞれの項目1つに○) (n=950)

	重要である	まあ重要である	ふつう	あまり重要でない	重要でない	無回答
a. 市民の文化活動に関する情報提供	1 (43.4)	2 (33.4)	3 (18.0)	4 (2.1)	5 (0.6)	(2.5)
b. 講座などの多様な学習・体験機会の提供	1 (33.4)	2 (39.7)	3 (20.9)	4 (2.7)	5 (0.4)	(2.8)
c. 文化活動の指導者や研究者の養成	1 (31.4)	2 (39.4)	3 (21.5)	4 (3.7)	5 (1.1)	(3.1)
d. 質の高い芸術や芸能の鑑賞機会の充実	1 (30.6)	2 (38.2)	3 (24.3)	4 (2.7)	5 (1.1)	(3.1)
e. 文化施設の整備、既存施設の活用	1 (33.1)	2 (37.7)	3 (22.9)	4 (2.4)	5 (0.9)	(2.9)
f. 練習・発表・創作等の活動への支援	1 (26.1)	2 (37.4)	3 (28.1)	4 (4.5)	5 (0.9)	(2.9)
g. 地元の芸術家の掘り起こし・支援	1 (20.5)	2 (34.5)	3 (34.2)	4 (5.7)	5 (2.2)	(2.8)
h. 市内大学との連携による公演・講座の実施	1 (15.4)	2 (33.7)	3 (38.7)	4 (6.8)	5 (2.6)	(2.7)
i. 外国籍市民との相互理解の促進	1 (12.3)	2 (26.4)	3 (43.6)	4 (9.3)	5 (5.7)	(2.7)
j. 文化財保護のためのPRや人材の育成	1 (24.6)	2 (40.4)	3 (27.8)	4 (2.4)	5 (1.7)	(3.1)
k. 文化財や歴史的遺産の観光への活用	1 (28.1)	2 (39.3)	3 (25.6)	4 (2.5)	5 (1.9)	(2.6)
l. 民俗芸能の公開や後継者育成の促進	1 (30.0)	2 (39.6)	3 (24.3)	4 (2.2)	5 (1.4)	(2.5)
m. こどもが文化に親しむ機会の提供	1 (49.6)	2 (34.8)	3 (10.8)	4 (1.2)	5 (0.9)	(2.6)

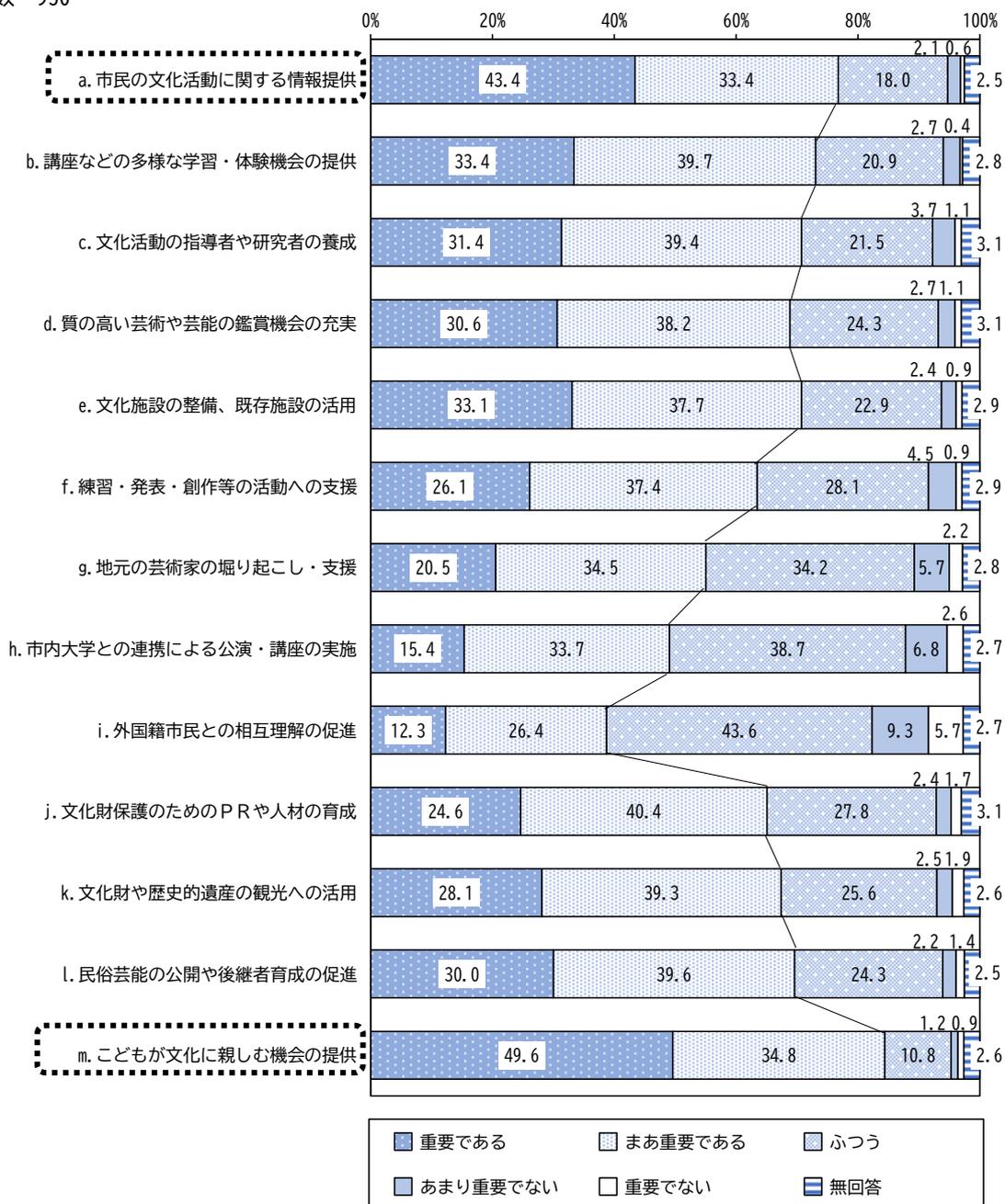
『あなたは、文化活動をもっと活発にするために行う市の取り組みとして、次の各項目が、どれくらい重要だと思いますか。』の問いに対しては、m. の「子どもが文化に親しむ機会の提供」が「重要である」と「まあ重要である」を合わせて 84.4%と最も多く、次いでa. の「市民の文化活動に関する情報提供」が「重要である」と「まあ重要である」を合わせて 76.8%となっています。

将来を担う子どもたちが文化芸術に親しむことを強く市民が望んでいることがうかがえます。

また、この他、情報提供を重要視する回答からも、文化活動に関する情報発信を充実させることの重要性がうかがえます。

表9 「重要に思う施策」

回答者数=950



(4) 第三次川越市文化芸術振興計画の評価

①第三次川越市文化芸術振興計画の進捗状況

第三次川越市文化芸術振興計画では、計画の進捗状況を表す8つの成果指標を設定しました。

	成 果 指 標
1	協働による文化芸術事業 ^(※3) 件数
2	川越市文化芸術によるまちづくり補助金申請団体数
3	川越市総合文化祭総参加者数（参加団体人数と観覧者数の合計）
4	市立博物館における講座・教室の受講者満足度
5	こどもの文化芸術体験事業（アウトリーチ ^(※4) ）実施件数
6	ウェスタ川越文化芸術振興施設で実施する事業の参加者満足度
7	メール配信サービス発信数
8	市立美術館常設展・特別展観覧者の満足度

※3 協働による文化芸術事業：本市と文化芸術団体等との協働による文化芸術事業のこと。

※4 アウトリーチ：芸術に関心がない人々に対し興味・関心を持ってもらったり、病院や福祉施設などに入所しており、文化芸術に触れる機会が少ない人々などにその機会を提供したりするために、芸術家や企画者側から出向いて働きかける活動。ホール以外の場所に出向いて行う音楽活動や、美術館・博物館の館外活動などがある。

②目標値の達成状況と評価

評価の方法としては、各指標における直近の現状値である実績値と目標値について比較分析を行い、各指標における達成度を5段階で評価しました。

区 分	
A	目標値を達成
B	達成状況が目標値の60%以上
C	達成状況が目標値の40%以上60%未満
D	達成状況が目標値の40%未満
E	事業終了

以下、成果指標ごとの状況を示します。

実績値下段は令和6年度の達成状況をパーセントで表したものです。

単位（件）

成果指標	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)	評価
1 協働による文化芸術事業 件数	10	12	10 (83.3%)	B

本市の文化芸術振興のためには、文化芸術活動の担い手として活動している市民や市民団体等と連携・協働を行うことが不可欠です。

そのため、「川越市民文化祭」、「川越市総合文化祭」、「川越市美術展覧会」などの事業を連携・協働により実施しました。

令和6年度の実施事業数は、基準年の令和元年度の事業実施数から横ばいとなっているため、今後も、各種イベント、講座等において関係団体等と連携した事業を展開していくことが必要です。

単位（団体）

成果指標	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)	評価
2 川越市文化芸術によるまち づくり補助金申請団体数	5	6	4 (66.7%)	B

連携・協働による新たな文化芸術の創出及び若い世代の文化芸術活動を充実するため、新たな文化活動を行う団体に対し、補助金を交付し、その活動を支援しています。

令和6年度の申請団体数は、基準年の令和元年度の申請団体数を下回ったため、補助金の周知や補助要件の見直しにより、申請団体数を増やしていく取組が必要です。

単位（人）

成果指標	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)	評価
3 川越市総合文化祭総参加者数(参加団体人数と観覧者数の合計)	4,603	4,700	4,276 (91.0%)	B

地域住民が文化に触れ、団体間のネットワークの充実を図り、相互の交流を促進するため、川越市総合文化祭を実施しました。

令和6年度の実績値は、基準年の令和元年度の実績値を下回ったため、多くの方々に参加、観覧していただけるよう、プログラムや広報のありかたを検討していく必要があります。

単位（％）

成果指標	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)	評価
4 市立博物館における講座・教室の受講者満足度	97.0	97.0	97.7 (100.7%)	A

市内には数多くの歴史的遺産が存在しており、市立博物館を中心に文化財を活用した講座・教室を開催し、その魅力を広く伝えていきます。

令和6年度の受講者満足度は、基準年の令和元年度の実績値を上回り、97.7%の満足度を得ることができました。引き続き、多くの方に満足していただける事業、メニューの開発に努めていきます。

単位（件）

成果指標	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)	評価
5 こどもの文化芸術体験事業(アウトリーチ)実施件数	19	22	24 (109.1%)	A

意識調査の結果からも明らかになったとおり、こどもに文化に親しむ機会を提供することは市民が最も望んでいる施策です。

そのため、「こどもの文化芸術体験～アウトリーチ～」として、小学校にアーティストを派遣し、使用楽器や演奏曲の説明を交えた演奏会を実施する事業を行いました。

令和6年度の実施件数は、基準年の令和元年度の実績値を上回ることができました。引き続き、アウトリーチ事業を展開し、事業の周知も図っていきます。

単位 (%)

成果指標	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)	評価
6 ウェスタ川越文化芸術振興施設で実施する事業の参加者満足度	99.0	99.0	96.3 (97.3%)	B

文化芸術に参加しやすい環境づくりのためには、良質な芸術を提供する鑑賞事業等を展開することが重要であり、ウェスタ川越では毎年さまざまな文化芸術事業を実施しています。

令和6年度の参加者満足度はおおむね高い水準にあるものの、基準年の令和元年度の参加者満足度をやや下回りました。引き続き、多くの方に満足していただける企画の実施に努めていきます。

単位 (件)

成果指標	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)	評価
7 メール配信サービス発信数	92	108	103 (95.4%)	B

市民に文化芸術について身近に感じ、自ら参加してもらうためには、まずは文化芸術に関する情報を知ってもらうことが重要です。

令和6年度の発信数は、基準年の令和元年度の発信数を上回っており、目標値に近い水準まで発信することができました。引き続き、多くの方に文化芸術情報を知っていただけるよう、魅力ある情報発信に努めていきます。

単位 (%)

成果指標	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和6年度)	評価
8 市立美術館常設展・特別展観覧者の満足度	—	90.0	95.6 (106.2%)	A

市民の美術に対する理解を深め、興味を喚起するために、常設展、特別展の充実を図っています。

令和6年度の観覧者満足度は、目標値を上回り、95.6%の満足度を得ることができました。引き続き、多くの方に満足していただけるような展覧会の企画、広報に努めていきます。

(5) ウェスタ川越による文化芸術の振興

埼玉県や川越市のさまざまな施設が集合するウェスタ川越^(※5)は、令和7年3月で10周年を迎えました。にぎわいを創出する新しい『街』として誕生したウェスタ川越は、文化・アート、そしてコミュニティの拠点として、市民と共に『新たな魅力と創造』を築いてきました。

ウェスタ川越にはコンサートや講演会など多種多様な演目に対応可能な大ホール^(※6)や、小規模コンサートの開催も可能なリハーサル室（小ホール）^(※7)に加え、大小様々な規模の会議室やレクリエーションに利用できる活動室、グランドピアノを備えた音楽室や和室などが整備されております。

これら施設の特徴を生かし、良質な芸術鑑賞機会の提供や市民の文化芸術活動の発表の場としてさらに有効活用を進めるとともに、今後も一層、本市の文化芸術の拠点として役割を充実させていく必要があります。



※5 正式名称は「川越市文化芸術振興・市民活動拠点施設」という。ウェスタとは、埼玉県西部と川越駅西口の「西：West」と、さまざまな市民活動、にぎわいが本施設から始まる意味の「スタート：Start」を組み合わせてつくられた愛称のこと。

※6, 7 ネーミングライツの導入により、令和8年4月からウェスタ川越大ホールの愛称は「ヤオコー大ホール」に、リハーサル室（小ホール）の愛称は「ヤオコー小ホール」になります。

ウェスタ川越で実施する事業（ウェスタ川越提案事業）

指定管理者が運営管理をしているウェスタ川越では、市民の文化芸術や生涯学習に関するニーズに対応するため、指定管理者のノウハウを活用し、多様なジャンルの事業を実施しています。

鑑賞事業	市民に対して良質な文化芸術の鑑賞機会を提供するための事業を実施します。	
	■事業の例	オーケストラの公演 各種コンサート（ピアノ、ジャズ、ポップス等） オペラ及び演劇、ミュージカル 能、狂言、歌舞伎等の伝統芸能等
普及・参加・交流事業	舞台芸術に興味を持つ市民が参加しやすく、初級者から上級者までが積極的に関わることができる事業を実施します。	
	普及事業	いろいろな世代の人が、新しい文化芸術体験をしたり、日頃の活動の活性化が図れるよう、ワークショップ等の体験・育成型プログラムやアウトリーチなどの周知プログラムを実施します。 ■事業の例 演劇講習会、楽器演奏体験等
	参加事業	市民が出演者や演奏者等として参加し、ひとつのものを作り上げる喜びを実感できるような事業を実施します。 ■事業の例 市民演劇公演、市民楽団演奏会等
	交流事業	文化活動をする様々な人と出会い、交流することができるよう、フェスティバル、文化祭やコンクールなどを企画実施または誘致します。 ■事業の例 市民音楽祭、合唱コンクール等
市民活動・生涯学習関連事業	市民一人ひとりの学習要求に柔軟に対応するため、テーマや対象を分けて幅広い内容の講座を実施します。特に趣味的講座（音楽・美術・華道・舞踊・書道 等）、健康・スポーツ講座、専門的な教養講座を充実させます。	

(6) 今後の課題

これまでの国や県の動向、社会情勢の変化、前計画での評価などから、本市の今後の文化芸術の振興に関わる主な課題は、次の3つに整理されます。

第五次川越市総合計画から

「文化・スポーツ活動の推進」

～誰もが気軽に文化芸術やスポーツに親しみ、交流できるまちにします～

文化行政を巡る環境から

【国や県の動向】

- 「文化芸術基本法」の改正
- 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の制定
- 「文化財保護法」の一部改正
- 埼玉県文化芸術振興計画の改定

【社会情勢の変化】

- SDGs の取組
- 人口減少・少子高齢社会の進展
- デジタル化を背景とした表現形態の多様化

本市の現状と課題から

- 少子高齢化の進行
- 施設の計画的な改修が必要

【意識調査からの課題】

- 文化芸術活動に関する情報不足
- 障害者が文化芸術活動をするために効果的なことは「障害者に配慮した施設整備」や「共に活動する仲間がいること」など
- 市民が市に望む施策の最上位は「子どもが文化に親しむ機会の提供」

【第三次計画からの課題】

- 文化芸術活動に関する情報発信の手法の検討
- 各種イベントや講座等で関係団体等と連携した事業の展開

課題

- ① 誰もが文化芸術に親しめる機会づくり
- ② 市民等の連携・協働・交流の一層の推進
- ③ 文化芸術に関する情報発信の充実

第3章 第四次川越市文化芸術振興計画の 理念と目標

1 基本理念

本市は、第五次川越市総合計画の「文化・スポーツ活動の推進」の分野において、「誰もが気軽に文化芸術やスポーツに親しみ、交流できるまちにします。」を目的としています。

この目的を踏まえつつ、本市の現状と課題で整理した内容を反映させ、以下の基本理念を設定します。



**誰もが 文化芸術を通じて
心豊かにふれあえるまち 川越**

「誰もが」

「誰もが」とは、性別、年齢、障害の有無、国籍に関わらずすべての人、及び文化芸術活動の主たる担い手として様々な活動をしている個人、民間団体、事業者、学校、大学及び行政を指します。これらが、それぞれ主体的に活動し、連携・協働・交流することで文化芸術を推進し、まちに魅力と活力を生み出すことを目指します。

「文化芸術を通じて 心豊かにふれあえるまち」

文化芸術は、人々が文化芸術の場に参加する機会を通じて、多様な価値観を尊重し、他者との相互理解を促進させるという社会的な役割を有しています。そのため、文化芸術には、様々な背景を持つ人々が、互いを尊重しながら安心して生活できる持続可能な社会を「創る」役割が期待されています。このような文化芸術が支える社会を実現させていくことは、市民が身体的にも精神的にも社会的にも満たされた幸福につながるものと考えられます。

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、本市の文化芸術振興のための3つの基本目標を設定します。

基本目標 1 誰もが文化芸術に親しめる機会づくり

文化芸術は、心豊かな市民生活や活力のある社会の形成にとって重要な意義を持っています。誰もが文化芸術に親しめる機会をつくります。特に、次世代を担うこども・若者や障害者が身近に文化芸術に触れる機会づくりに努めます。

基本目標 2 市民等の連携・協働・交流による文化芸術の振興

文化芸術によるまちづくりを進めるためには、行政をはじめ、活動の主体となる市民、民間団体、事業者、行政等の連携・協働が不可欠です。連携・協働による既存の事業を継続するとともに、多種多様な分野で活動する団体間の交流・連携を促し、引き続き文化芸術活動の振興を推進します。

基本目標 3 文化芸術に参加しやすい環境づくり

市内には、ウェスタ川越や文化会館など、文化芸術活動を行う市民や団体等の発表の場が整備されています。施設規模や設備、立地場所などそれぞれの施設で異なることから、施設の特徴を生かした活動が行えるよう利用促進に努めます。

また、市民の文化芸術の鑑賞や活動の機会が増えるよう、情報発信の強化に努めます。

～川越市総合計画との整合性～

本計画の上位計画である「川越市総合計画」の分野別計画「3 教育・文化・スポーツ」では、文化芸術に関する施策の方向性として

- 1 文化芸術・スポーツに親しむ機会の充実
- 2 文化芸術・スポーツを通じた交流の促進
- 3 文化・スポーツ施設の充実
- 4 様々な地域との文化交流の充実

を掲げています。

本計画においては、川越市総合計画の施策の方向性に準じて、基本目標を設定しました。

■本計画（基本目標）と総合計画（施策の方向性）の関係

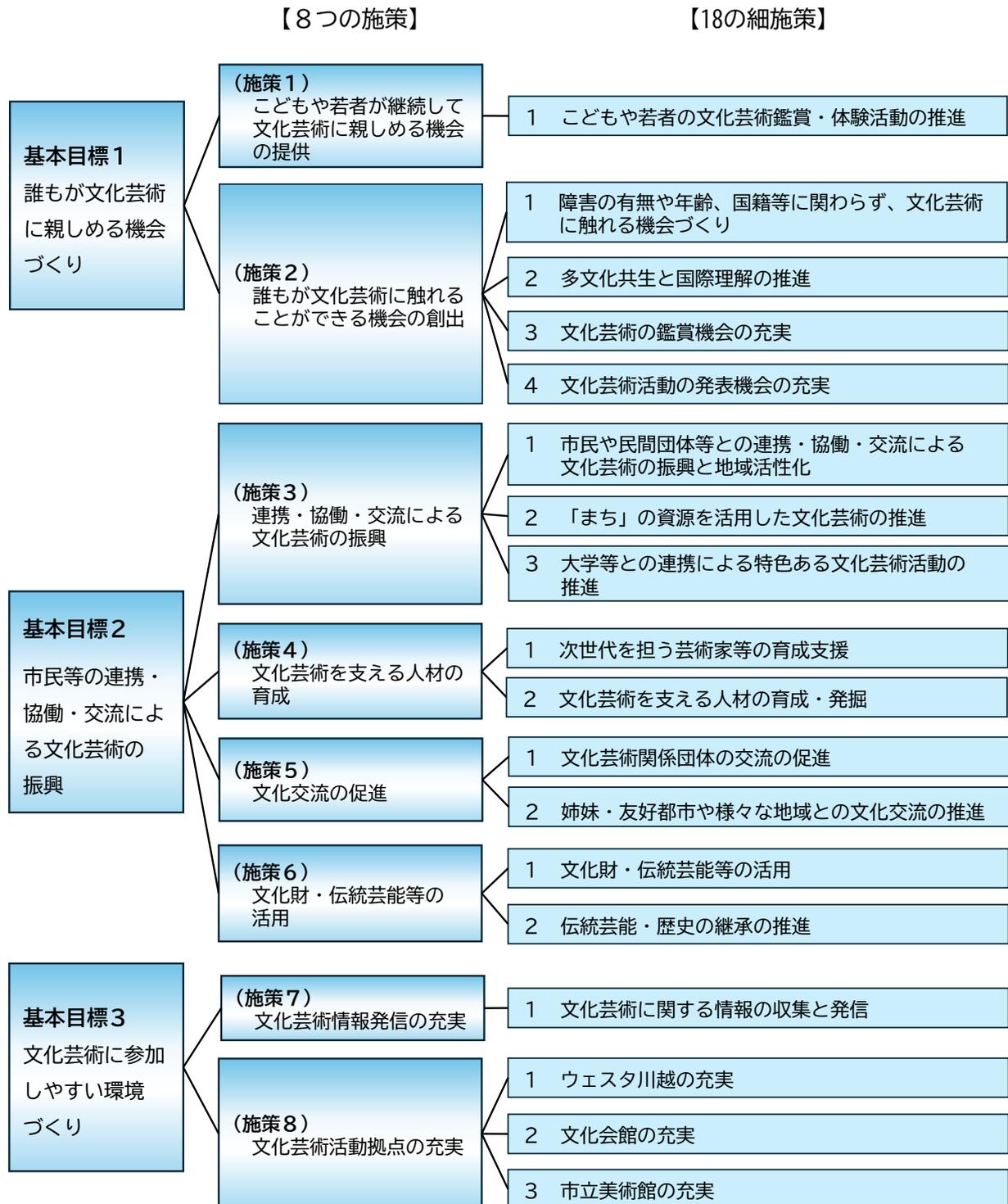
本計画（基本目標）	川越市総合計画（施策の方向性）
1 誰もが文化芸術に親しめる機会づくり	1 文化芸術・スポーツに親しむ機会の充実
2 市民等の連携・協働・交流による文化芸術の振興	2 文化芸術・スポーツを通じた交流の促進
	4 様々な地域との文化交流の充実
3 文化芸術に参加しやすい環境づくり（文化芸術活動拠点（関連施設）の充実）	3 文化・スポーツ施設の充実

本計画は、川越市総合計画のほか、川越市教育振興基本計画等関連する個別計画と整合・連携を図っています。

3 施策の体系

(基本理念) 誰もが 文化芸術を通じて

心豊かにふれあえるまち 川越



第4章 施策の展開

基本目標 1 誰もが文化芸術に親しめる機会づくり

施策1 こどもや若者が継続して文化芸術に親しめる機会の提供

こどもや若者が継続して文化芸術に触れることで、楽しむきっかけづくりや、文化芸術活動への支援を充実させていきます。

【細施策】

1 こどもや若者の文化芸術鑑賞・体験活動の推進

- ・次世代を担うこどもや若者の豊かな感性や創造性等を育むため、誰もが表現者とし生涯にわたって文化芸術を実践し鑑賞できるよう、機会の提供、理解の促進のための支援を行います。
- ・次世代を担うこどもや若者がさまざまな文化芸術活動に触れることは、感性や創造力を育み、豊かな人間性をつくることにつながります。また、地域との関わり合いや、大人になっても続けたいと思う文化芸術との出会いを見つけるきっかけにもなります。そのため、こどもの頃から多様な文化芸術を体験できる機会を確保していきます。

《取組の例》

- ★かわごえ文化フェスタ^(※8)における体験講座の充実
- ★ウェスタ川越提案事業^(※9)の実施
- ★こどもの文化芸術体験事業（アウトリーチ事業）の実施
- ★市立小学校6年生の教育課程に基づく博物館・美術館活用
- ★市立図書館における児童向け特集展示
- ★美術館におけるこども鑑賞会の実施
- ★川越市立小・中学校児童生徒県特選受賞作品展
- ★博物館におけるこども体験教室の実施
- ★美術館におけるジュニアアートスクエアの実施
- ★川越市立中学校美術部展の実施
- ★市内高校美術部展の実施

※8 かわごえ文化フェスタ：令和7年度まで実施していた川越市総合文化祭のこと。

※9 ウェスタ川越提案事業：28ページ参照。

施策2 誰もが文化芸術に触れることができる機会の創出

性別、年齢、障害の有無、国籍に関わらず、誰もが文化芸術に触れ、一緒に活動することができる場を創出し、それらの周知をサポートすることで、文化芸術に関わることのできる機会を創出します。

【細施策】

1 障害の有無や年齢、国籍等に関わらず、文化芸術に触れる機会づくり

- ・こども、若者、高齢者、障害者や外国籍市民など、誰もが文化芸術に親しめるよう、字幕、音声、多言語ガイドの作成、託児サービス等のそれぞれの事情に応じた配慮を伴うイベントや公演を実施します。
- ・誰もが等しく文化芸術活動に関わることができるよう、さまざまな分野（種類）の作品の展示会などを行います。
- ・誰もが様々な場所で文化芸術の創造・体験や芸術家との交流による文化芸術に親しむことができる環境を整備します。
- ・対象者に合わせ、媒体や手法を工夫し、効果的な情報発信を行います。
- ・障害者の個性が発揮できるよう、創作活動の支援や発表の場の確保など、多様な文化芸術活動を行うことができる機会の充実を図ります。
- ・国際交流センターや公民館等で、外国籍市民のための日本語教室を開催します。

《取組の例》

- ★ウエスタ川越提案事業の実施
- ★総合福祉センターで各種講座の実施
- ★シニア芸能大会及び趣味の作品展の実施
- ★美術館タッチアートコーナーの実施
- ★手話付きギャラリートークの実施
- ★障害者週間の集いの実施
- ★ボランティアによる日本語教室の実施

2 多文化共生と国際理解の推進

- ・地域の国際化の拠点施設である国際交流センターを活用し、外国籍市民のための日本語教室や相談事業を実施し、多文化共生^(※10)を推進します。
- ・外国の文化を理解する講座を充実させることにより、国際理解を推進します。

《取組の例》

- ★ボランティアによる日本語教室の実施
- ★外国籍市民相談事業の実施
- ★国際理解講座の実施

3 文化芸術の鑑賞機会の充実

- ・ウエスタ川越や文化会館等で市民が気軽に楽しめるようなコンサートやイベントを実施します。また、ウエスタ川越ではより質の高い催し物の提供に努めます。実施にあたっては、市民のニーズを把握し、市民の鑑賞機会の拡充につながるよう、幅広いジャンルや新たな試みの企画に取り組みます。
- ・美術館や博物館等で、美術や郷土文化に関わる展示やイベントを実施します。

《取組の例》

- ★ウエスタ川越提案事業の実施
- ★美術館特別展の実施

4 文化芸術活動の発表機会の充実

- ・市民の文化芸術活動の成果を発表する機会の充実を図り、そこで生まれる参加者や地域社会との交流を促進します。
- ・障害者の文化芸術活動の充実を図るため、身近な発表機会の場を創出します。

《取組の例》

- ★川越市民文化祭の実施
- ★川越市美術展覧会の実施
- ★かわごえ文化フェスタでの障害者アートの展示発表の実施

※10 多文化共生：国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

基本目標 2 市民等の連携・協働・交流による文化芸術の振興

施策3 連携・協働・交流による文化芸術の振興

本市には、歴史や地域が受け継いできた伝統的文化に加え、多様な文化芸術分野で活動を行っている市民や団体が数多く存在し、貴重なまちの文化芸術資源となっています。また、多くの教育機関があり、本市と連携協定を締結している市内の4大学^(※11)及び女子栄養大学(令和8年4月から「日本栄養大学」に名称変更)は地域連携に関心が高く、様々な形で本市と連携事業を実施しています。

これらの様々な団体、学校等と連携・協働・交流を図り、それぞれの特色を生かした文化芸術の振興に努めます。

また、連携・協働・交流を通じて「まち」の持つ魅力を生かした文化芸術の振興に努めます。

【細施策】

1 市民や民間団体等との連携・協働・交流による文化芸術の振興と地域活性化

- ・市民、民間団体、事業者等との連携・協働・交流による事業を実施することで、本市の文化芸術の振興と地域活性化を図ります。

《取組の例》

- ★小江戸川越第九の会演奏会の実施
- ★川越市提案型協働事業補助金交付事業^(※12)の実施

2 「まち」の資源を活用した文化芸術の推進

- ・連携・協働・交流を通じて本市の持つ様々な資源や特性を活用した事業を行う団体を支援し、文化芸術の推進を図ります。
- ・川越にとっての新たな文化芸術として、市民ミュージカルの発信を検討します。
- ・まちのにぎわいの創出につながる野外における音楽イベントの実施を検討します。

《取組の例》

- ★川越市文化芸術によるまちづくり事業費補助金交付事業^(※13)の実施
- ★川越市提案型協働事業補助金交付事業の実施

※11 市内の4大学：尚美学園大学、東京国際大学、東邦音楽大学、東洋大学の4大学。

※12 川越市提案型協働事業補助金交付事業：次ページ参照。

※13 川越市文化芸術によるまちづくり事業費補助金交付事業：40ページ参照。

「川越市提案型協働事業補助金」とは

市民活動団体等が地域の様々な課題を解決するために主体的に行う協働事業に対して、市が事業費の一部を補助することで、市民と行政との協働を積極的に推進することを目的として実施しています。

1 対象となる団体

この補助制度の対象となる団体は、川越市内に事務所もしくは活動場所を有する公益的な活動を行っている自治会等の地域組織、NPO 法人、ボランティア団体などの市民活動団体等です。（他詳細要件あり）

2 対象となる事業

市民活動団体が地域のさまざまな課題を解決するために、主体的に行う公益的な活動で、次のいずれかに該当し、協働で行う事業が対象となります。

- (1) 市の特性を生かしたまちづくり事業
- (2) 地域コミュニティづくりに関する事業
- (3) 安全安心な地域づくりに関する事業
- (4) 地域の生活環境の向上に関する事業
- (5) 文化・スポーツ・生涯学習の振興等に関する事業
- (6) 健康・福祉の向上に関する事業
- (7) 市の産業の振興に関する事業
- (8) 前各号に掲げる事業のほか、市長が必要であると認める事業

※下線が関連する項目

3 大学等との連携による特色ある文化芸術活動の推進

- ・市内の大学や高校、あるいは文化芸術分野を専門とする学校等との連携・協働による事業を実施します。

《取組の例》

- ★川越大学間連携講座の実施
- ★「KFP アーツ^(※14)」を活用したマッチングの実施
- ★2音大クラシックコンサートの実施
- ★かわごえ文化フェスタの実施

施策4 文化芸術を支える人材の育成

文化芸術活動を行う人材や、活動を支える人の育成を進めるとともに、その活躍の場を広げていくことにより、文化芸術を地域で支えていく取組を推進していきます。

【細施策】

1 次世代を担う芸術家等の育成支援

- ・文化芸術活動を行う若手芸術家に対し、発表の場やワークショップ等の機会の提供、人材交流の機会等を通し若い世代の才能発掘や、支援を行っていきます。
- ・文化芸術活動をはじめたい人と地域の芸術家とをつなぎ、新たな芸術家を育成する仕組みづくりを進めます。

《取組の例》

- ★川越市文化芸術によるまちづくり事業費補助金交付事業の実施
- ★「KFP アーツ」を活用したマッチングの実施
- ★ウエスタ川越における提案事業講座^(※15)の実施
- ★こどもの文化芸術体験事業（アウトリーチ事業）の実施

※14 KFP アーツ：公益財団法人川越市施設管理公社がおこなう川越市の文化芸術活動に関わる人材情報バンク事業。

※15 ウエスタ川越提案事業講座：28 ページ参照。

「川越市文化芸術によるまちづくり事業費補助金」とは

連携・協働による新たな文化芸術の創出または若い世代の文化芸術活動を充実するため、新たな文化活動を行う団体に対し、「川越市文化芸術によるまちづくり事業費補助金」を交付し、その活動を支援します。

1 対象となる団体

活動の中心を川越市内とし、自ら企画・実施する能力のある非営利の市民団体（実行委員会の形式を含む。）で、

- (1) 5人以上の構成員で組織され、構成員に市民（川越市内に在住・在勤・在学）が過半数を占めると認められるもの
- (2) 団体の規約を有し、かつ、その代表者の氏名及び住所が明らかであるもの
- (3) 事業を実施するにあたり、明確な会計経理がなされ、又はなされると認められるもの
- (4) 事業実績があり、または事業が完遂できると認められるもの

2 対象となる事業

新規に開催され、鑑賞、体験等市民の参加の機会を設けている事業のうち、

- (1) 文化芸術の新たな魅力や価値の創出を目指す事業または地域の文化資源をいかした事業
- (2) 市内の若い世代に広く芸術文化の波及が期待できる事業
- (3) その他、市長が特に必要であると認める事業

2 文化芸術を支える人材の育成・発掘

- ・市内の埋もれている優秀な芸術家に活動の機会を与え、育成を図ることを目的としたオーディションを実施し、人材の発掘と育成を図ります。
- ・本市にゆかりがあり、文化芸術に高い功績を挙げた芸術家や、文化芸術の振興に寄与した個人や団体に対する顕彰制度を実施し、芸術家や指導者を支援します。
- ・人材の育成につながる講座やワークショップ型事業^(※16)を実施します。
- ・市立中学校における部活動地域展開を通じ、若い世代へ文化芸術に関わる機会を創出します。

《取組の例》

- ★人材発掘公開オーディションの実施
- ★川越市文化スポーツ顕彰事業の実施
- ★市立中学校における部活動地域展開の推進
- ★川越市文化芸術かがやき表彰の実施

施策5 文化交流の促進

文化芸術関係団体間の交流の促進や異文化交流を深めることで、それぞれの活動が持つ多様性・特有の価値の再確認を促す契機とし、新たな文化の創造を図っていきます。

【細施策】

1 文化芸術関係団体の交流の促進

- ・様々なジャンルで活動する市内の文化芸術団体が合同でイベントを実施することで、団体間のネットワークの充実を図り、相互の交流を促進します。

《取組の例》

- ★かわごえ文化フェスタの実施

※16 ワークショップ型事業：仕事場、作業場を意味する英語の Workshop から派生した言葉。参加、体験型講座。

2 姉妹・友好都市や様々な地域との文化交流の推進

- ・姉妹・友好都市^(※17)との交流事業を推進します。
- ・東京2020オリンピックレガシーを生かしたイベントの支援等を行うことで文化交流の推進を図ります。

《取組の例》

- ★姉妹・友好都市との交流（交流団受入、訪問等）事業の実施
- ★地域の国際交流関連事業の実施

施策6 文化財・伝統芸能等の活用

本市には地域の文化的資源である貴重な文化財や、伝統芸能等が多く残されていることから、これらを活用し、その文化的価値を市民に伝えていきます。

【細施策】

1 文化財・伝統芸能等の活用

- ・文化財を活用したイベントの実施や、観光施設等で地域の伝統行事などを体験できる展示や機会を設けることで、その魅力を広く伝えます。

《取組の例》

- ★川越まつり会館における川越まつりばやしの実演
- ★博物館常設・企画展示等の実施
- ★博物館における民俗芸能の実演
- ★博物館におけるこども体験教室の実施

※17 姉妹・友好都市：川越市では、地域間交流を推進し、相互理解を深めるために、国内外の都市と姉妹・友好都市提携を行っており、国内3都市（福島県棚倉町、福井県小浜市、北海道中札内村）、海外3都市（ドイツ・ハッセン州・オッフエンバッハ市、アメリカ・オレゴン州・セーレム市、フランス・ブルゴーニュ州・オータン市）と提携。

2 伝統芸能・歴史の継承の推進

- ・本市の長い歴史により形づくられた文化財の保護や、地域固有の伝統芸能・民俗芸能を後世に継承していくため、関係団体等と協力しながら市民が地域の文化財等の価値を再認識・再発見し、継承に向き合う担い手の確保の取組を支援します。
- ・地域の特色ある歴史・文化について市民が学習する機会や場を設け、次世代への継承に取り組めます。
- ・市民に受け継がれてきた川越にゆかりのある楽曲や民謡の保存、継承を図ります。

《取組の例》

- ★ウェスタ川越提案事業講座の実施
- ★川越大学間連携講座の実施
- ★博物館歴史講座の実施
- ★野外博物館教室の実施

基本目標 3 文化芸術に参加しやすい環境づくり

施策7 文化芸術情報発信の充実

様々な媒体を通し、文化芸術に係る情報を発信、充実することで、市民等が文化芸術活動に参加しやすい環境をつくります。

【細施策】

1 文化芸術に関する情報の収集と発信

- ・デジタル・情報通信技術を活用し、ホームページコンテンツの充実及び拡充を図るとともに、SNS やメール配信サービス^(※18)による、スピーディ、かつ分かりやすい魅力あるコンテンツを発信します。
- ・年齢層やターゲットに合わせ、媒体を使い分けるなどし、効率的な情報発信に努めます。
- ・文化芸術活動を行っている市民、団体や事業者の情報を発信することで、活動を支援します。

《取組の例》

- ★メール配信サービスの実施
- ★X（エックス）や Facebook（フェイスブック）、動画共有サービス（YouTube（ユーチューブ）等）による情報発信
- ★「文化・芸術イベント情報」等のホームページのコンテンツの充実
- ★川越市シティプロモーション特設サイト「コエドカラー」を通じた情報発信

※18 メール配信サービス：本市が行っている登録した市民を対象に、様々な情報を電子メールで配信するサービス（正式名称「小江戸川越メール配信サービス」）。文化芸術振興課では文化芸術に関するイベント、講座などについて配信を行っている。

施策8 文化芸術活動拠点の充実

市民等の文化活動の拠点となる施設について、民間団体等と連携して充実を図ることで、市民等が文化芸術活動に参加しやすい環境をつくります。

また、利用者の安心・安全のため、施設の計画的な修繕を実施し長寿命化を図ります。

【細施策】

1 ウェスタ川越の充実

- ・ 指定管理者や民間団体等と連携し、質の高い魅力的なコンサート、イベント等の実施や、文化芸術活動への参加者の増加につながるような事業の推進を図ります。
- ・ 若い世代の利用者が少ないことから、若い世代にも参加しやすい事業の推進を図ります。
- ・ 交流広場で実施されるイベントを広報し、にぎわいの創出を図ります。
- ・ 計画的な修繕・改修を実施し、施設の長寿命化を図ります。
- ・ キャッシュレス決済やオンライン予約の導入など、指定管理者と連携して利用者の利便性向上を図ります。
- ・ 安定した財源の確保による持続可能な施設運営や民間事業者との連携による地域の活性化を図るため、ネーミングライツ導入を検討します。

《取組の例》

- ★ウェスタ川越提案事業の実施
- ★交流広場を使用したイベントの実施
- ★キャッシュレス決済やオンライン予約の導入
- ★ネーミングライツの導入

2 文化会館（川越市やまぶき会館、川越西文化会館、川越南文化会館）の充実

- ・施設利用者が減少傾向にあることから、指定管理者や民間団体等と連携を強化し、施設予約の見直しや利用者アンケートの活用などにより、利用者の利便性の向上を図り、利用者の増加に努めます。
- ・市民が気軽に参加できる事業を実施し、市民の身近な施設としての魅力を高めます。
- ・計画的な修繕・改修を実施し、施設の長寿命化を図ります。
- ・キャッシュレス決済やオンライン予約の導入など、指定管理者と連携して利用者の利便性向上を図ります。
- ・平成27年に閉館した川越市市民会館の解体及び解体後の跡地について、隣接する川越市やまぶき会館との一体利用方策を検討します。

《取組の例》

- ★ロビーコンサート等の無料イベントの実施
- ★キャッシュレス決済やオンライン予約の導入
- ★ネーミングライツの導入

3 市立美術館の充実

- ・市民に親しみやすい展覧会の実施や体験型のイベント等を企画し、市立美術館の利用機会の向上を図ります。
- ・創作活動や発表の場の提供を通じて、市民が芸術活動に参加する機会づくりに努めます。
- ・学校教育と連携した教育普及活動を行うとともに、子どもたちが文化芸術活動を体験できる機会の充実に努めます。
- ・計画的な修繕・改修を実施し、施設の長寿命化を図ります。
- ・計画的に基金購入美術品の買戻しを進め、収蔵品の充実に努めます。

《取組の例》

- ★ギャラリートークの実施
- ★子ども向けワークショップ事業の実施
- ★常設展、特別展、タッチアートコーナーの実施
- ★川越市美術品等取得基金残高の確保

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

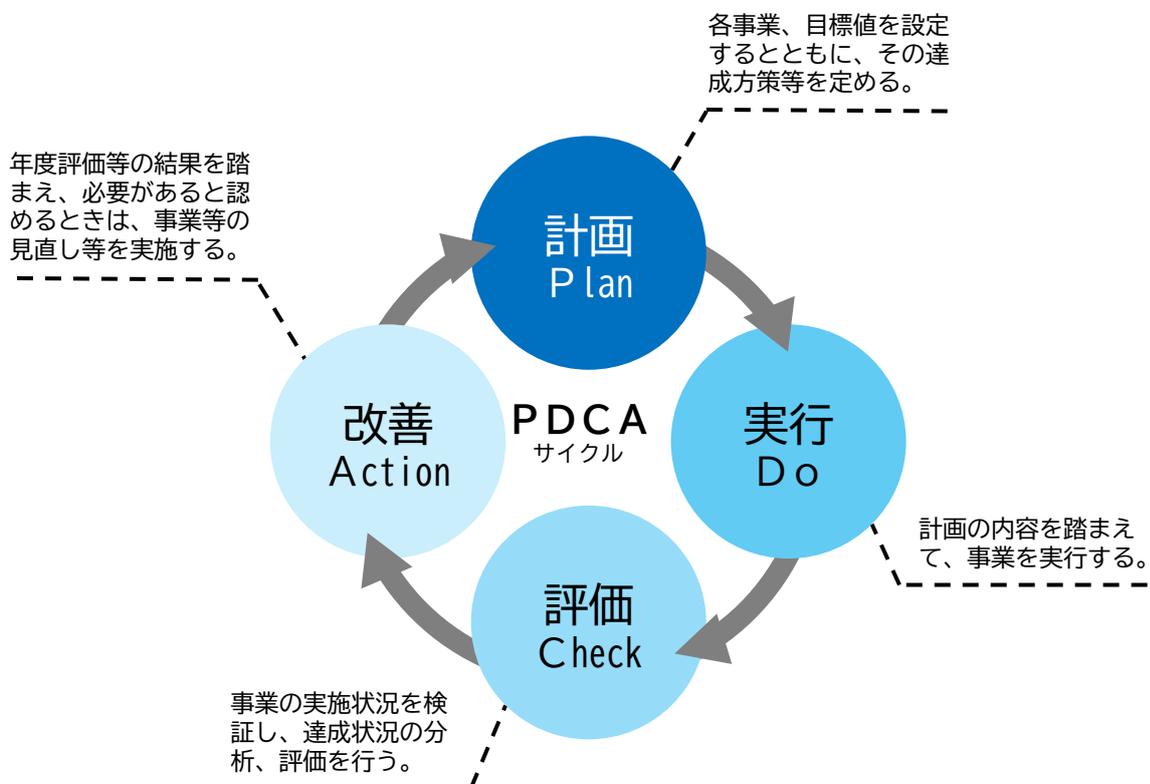
各種事業を長期的かつ持続的に推進していくために本市では、「川越市文化芸術振興計画検討委員会」において、各施策の実施状況や目標値等について自己評価を行います。

また、市民、民間団体、事業者等と連携し、各施策を実施するとともに、幅広い市民の意見を得ながら、計画を推進します。

2 計画の進行管理

本計画の推進を図るため、毎年定期的に各施策の実施状況の把握や評価を実施し、計画的な進行管理を行います。進行管理にあたっては、PDCA（Plan：計画、Do：実施、Check：評価、Action：改善）サイクルにより、各施策について評価・改善を行います。

■PDCAサイクルのイメージ図



3 計画の指標

本計画を効果的かつ着実に実施するため、8つの成果指標を設定します。

成果指標		現状値 (R6年度)	目標値 (R12年度)
1	市立図書館における児童向け特集展示の全館合計実施回数	64回	69回
2	市立美術館常設展・特別展観覧者の満足度	95.6%	97.0%
3	協働による文化芸術事業件数	10件	12件
4	川越市文化芸術によるまちづくり事業費補助金採択件数	4件	6件
5	こどもの文化芸術体験事業（アウトリーチ事業）の児童満足度	92.1%	95.0%
6	市立博物館等の利用者数	181,436人	200,000人
7	SNS等による情報配信サービス発信数	286件	320件
8	ウェスタ川越利用者数（市施設：大ホール、小ホール、市民活動・生涯学習施設、男女共同参画推進施設）	389,834人	420,000人

本計画の基本理念は、第五次川越市総合計画（以下、「市総合計画」という。）の「施策の目的」である「誰もが気軽に文化芸術やスポーツに親しみ、交流できるまちにします。」を踏まえており、また、基本目標も、「施策の方向性」に準じて設定していることから、上位計画である川越市総合計画に記載した次の成果指標も本計画の成果指標として管理します。

9	文化芸術活動を年1回以上行う市民の割合	34.9%	37.5%
---	---------------------	-------	-------

第6章 資料編

第四次川越市文化芸術振興計画策定の経緯

令和6年10月	川越市文化芸術及び生涯学習に関する意識調査実施
令和7年7月9日	第1回川越市文化芸術振興計画検討委員会
令和7年7月29日	第1回川越市文化芸術振興計画審議会
令和7年8月8日	第2回川越市文化芸術振興計画検討委員会
令和7年8月28日	第2回川越市文化芸術振興計画審議会
令和7年9月10日	第3回川越市文化芸術振興計画検討委員会
令和7年9月29日	第3回川越市文化芸術振興計画審議会
令和7年11月20日	庁議
令和7年12月5日 ～令和8年1月5日	市民意見公募
令和8年1月9日	第4回川越市文化芸術振興計画検討委員会
令和8年2月10日	第4回川越市文化芸術振興計画審議会
令和8年2月17日	答申

川越市文化芸術振興計画審議会条例

平成二十六年十二月十九日
条例第七十五号

(設置)

第一条 文化芸術振興計画に関する事項について審議するため、川越市文化芸術振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第二条 審議会は、委員二十人以内で組織し、次に掲げる者のうちから必要の都度、市長が委嘱する。

- 一 学識経験者
- 二 市内の公共的団体等の代表者
- 三 前二号に掲げる者のほか、市内に住所を有する者

(任期)

第三条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了するまでの期間とする。

(会長及び副会長)

第四条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第六条 審議会の庶務は、文化スポーツ部文化芸術振興課において処理する。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

川越市文化芸術振興計画審議会 委員名簿

氏 名	選 出 母 体 等
1号委員 学識経験者	
中 島 裕 紀	東 邦 音 楽 大 学
○野 上 竜 一	尚 美 学 園 大 学
2号委員 市内の公共的団体等の代表者	
青 柳 達 雄	川 越 美 術 協 会
岩 瀬 善 彦	川 越 市 施 設 管 理 公 社
江 原 誠	川 越 市 校 長 会
金 子 洋 子	川越市女性団体連絡協議会
後 藤 徳 子	川 越 市 社 会 福 祉 協 議 会
白 井 紀 行	特定非営利活動法人カワゴエ・マス・メディア
◎関 口 俊 一	川 越 市 文 化 団 体 連 合 会
松 本 隆	川 越 青 年 会 議 所
3号委員 市内に住所を有する者	
伊 藤 彰 一	公 募
西 野 與 利 子	公 募
山 内 裕 美	公 募

*◎会長 ○副会長 各号委員50音順

川越市文化芸術振興計画検討委員会設置要綱

平成26年11月19日施行
令和4年4月1日最終改正

(設置)

第1条 本市の文化芸術振興に係る施策の基本的な方向性等を示す文化芸術振興計画を策定するため、文化芸術振興計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 文化芸術振興計画の策定に関すること。
- (2) 文化芸術振興計画の推進に関すること。
- (3) その他文化芸術振興計画に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、文化スポーツ部長の職にあるものをもって充て、副委員長は教育総務部長の職にあるものをもって充てる。
- 3 委員は、別表1に掲げるものをもって充てる。

(会議)

第4条 委員長は、委員会を招集し、会議の議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 委員長は必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明を受け、又は意見を聴くことができる。

(検討部会の設置)

第5条 計画の内容について検討するため、別表2に掲げる課等の職員による検討部会を置く。

- 2 検討部会は、文化芸術振興課長が招集し、会議の議長となる。
- 3 検討部会は、必要に応じ、関係者の出席を求め、説明を受け、又は意見を聴くことができる。
- 4 検討部会において検討した結果は、委員会に報告するものとする。

(庶務)

第6条 委員会及び検討部会の庶務は、文化芸術振興課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか委員会に必要な事項は委員長が定める。

附 則（平成26年11月19日 市長決裁）

この要綱は、決裁のあった日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

政策企画課長	地域づくり推進課長	文化芸術振興課長	国際文化交流課長	美術館長
障害者福祉課長	高齢者いきがい課長	観光課長	中央公民館長	中央図書館長
博物館長				

別表2（第5条関係）

政策企画課	地域づくり推進課	文化芸術振興課	国際文化交流課	美術館	障
害者福祉課	高齢者いきがい課	観光課	中央公民館	中央図書館	博物館

文化芸術基本法

平成十三年十二月七日法律第百四十八号
改正 令和元年六月七日法律第二十六号

前文

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中において、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを

尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図ら

れなければならない。

- 4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。
- 5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。
- 10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の関心及び理解）

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

（文化芸術団体の役割）

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

（関係者相互の連携及び協働）

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 文化芸術推進基本計画等

（文化芸術推進基本計画）

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文

化芸術推進基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。
- 4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。
- 5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

(地方文化芸術推進基本計画)

第七条の二 都道府県及び市(特別区を含む。第三十七条において同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第三号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(次項において「特定地方公共団体」という。)にあっては、その長)は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画(次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第三章 文化芸術に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術(次条に規定するメディア芸術を除く。)の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術(以下「メディア芸術」という。)の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能(以下「伝統芸能」という。)の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(伝統芸能を除く。)の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化(茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。)の振興を図るとともに、国民娯楽(囲碁、将棋

その他の国民的娯楽をいう。)並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術(以下「文化財等」という。)の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能(地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。)に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を

有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者(以下「芸術家等」という。)の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作者の権利及びこれに隣接する権利(以下この条において「著作権等」という。)について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施

策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に

関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を

図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等との連携を図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

(文化芸術推進会議)

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の

総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

第四次川越市文化芸術振興計画

令和8年3月

発行：川越市

編集：文化スポーツ部文化芸術振興課

〒350-8601

埼玉県川越市元町1丁目3番地1

TEL：049-224-8811（代表）

049-224-6157（直通）

FAX：049-224-8712
